

ANTA NEWS

vol.236

2017

9.10

september/october



がんばろう! 日本

巻頭言

環境変化に対応し、旅行業の発展のため
力を合わせて頑張ろう／ANTA会長
第13回 常任理事会、第177回 理事会
ANTA副会長メッセージ
常任委員会の新委員名簿
新旅行業法(平成29年改正)について
観光庁が「自治体が関与するツアー実施に係る
旅行業法上の取扱い」等の通達を发出
平成29年度 ANTA主催 苦情対応勉強会/
ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー

特別寄稿

特集 観光の宝庫 中国 海のシルクロードの起点 福建省



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言

環境変化に対応し、旅行業の発展のため力を合わせて頑張ろう／ANTA二階会長 2

協会情報

第13回 常任理事会、第177回 理事会 3~5

一般社団法人 全国旅行業協会 副会長就任メッセージ 6

常任委員会の新委員名簿 7

新旅行業法(平成29年改正)について 8~10

観光庁が「自治体が発行するツアー実施に係る旅行業法上の取扱い」及び 10・11

「災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱い」に関する通達を発出

石川県送客キャンペーンの実施 12

盛山法務副大臣が全旅協を訪問され民法改正の説明会を開催 13

平成29年度 ANTA主催 苦情対応勉強会／ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー 14

特集 観光の宝庫 中国 海のシルクロードの起点 福建省 18・19

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第3回) 25・26

協会情報

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況年度総計速報 27

コラム

連載「添乗からのメッセージ」(第43回) 29・30

集中連載「地球ウォッチャーズ-気象友の会-通信」(第6回・最終回) ... 33・34

協会情報

平成29年6月・7月 正会員入会者・退会者 36・37

(株)全旅からのお知らせ 38・39

パズルでひと息／全旅協の動き 40



第13回 常任理事会



第13回 常任理事会



第177回 理事会



盛山法務副大臣による
民法改正の説明会



〈表紙の写真〉
安居渓谷 もみじ公園
(やすいけいこく もみじこうえん)
石鎚国宝公園に連なる国有林を主とし、原始林に囲まれた山岳と、その渓谷は類い稀なる絶景。特に初夏の深緑、晩秋の紅葉は訪れた人を魅了してやまない。また安居渓谷内には「飛龍の滝」「昇龍の滝」「みかえりの滝」「背龍の滝」などの滝や、深緑や紅葉が散策できる「もみじ公園」など見所が満載である。

【ANTA NEWS】 2017年9・10月号

発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5F
発行日 平成29年9月1日発行

※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。

旅行安全マネジメントのための『旅行業重大事故支援システム』 (第2期)のご案内

国内・海外の企画旅行中に重大な事故が発生した場合、あなたの会社の緊急対応は大丈夫ですか？
重大事故発生時の「初動対応」は非常に大切です。
「企業防衛」のためにもぜひご加入ください。

企画旅行に求められる初動対応を「支援システム」がサポートします

被災者
救援対応

ご家族からの
問合せ

事故情報の
収集

殺到する
マスコミの
取材

責任・
補償問題

ANTA特別年会費

①国内または海外のみ	43,200円(税込)
②国内および海外	64,800円(税込)

*年会費はANTA会員特別価格1万円引きとなっております。

- ▶保証開始日:2017年10月1日(日)より1年間
- ▶申込・年会費支払締切日:2017年9月20日(水)
- ▶年度途中でのご加入の場合、四半期割りの会費を納入して頂きます。

加入条件

- ①ANTA会員会社で且つ旅行業登録会社(第1種、第2種、第3種、地域限定)であること。
 - ②海外は旅行事故対策費用保険に加入すること。(全旅協海外企画旅行補償制度等)
- 国内および訪日旅行(インバウンド)は必須条件ではございませんが各種保険加入を強くお勧めいたします。

お問合せ・お申込み

支援システム運営会社 【土日祝日を除く9:30~17:30】



日本アイラック株式会社

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-1 四谷三菱ビル6階
TEL:03-5360-1391 FAX:03-5360-1390
<http://www.i-rac.co.jp/>
E-mail:cs@i-rac.co.jp



第13回常任理事会(平成29年7月13日)



永野末光副会長(第13回常任理事会)



近藤幸二副会長(第13回常任理事会)

第13回常任理事会が、平成29年7月13日(木)12時よりトラストシティカンファレンス・丸の内で開催された。

会議の冒頭、永野副会長より開会の挨拶がなされた後、来賓の(株)全旅中間社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、委員長より、以下の活動報告がなされた。

引き続き協議事項に入

3. 参与候補者の委嘱(案)について提案され、協議の結果原案

第13回常任理事会

「苦情弁済委員会」 6月8日開催…①弁済業務規約の一部改正、②決議済みの認証申出の取下げ、③認証申出案件

2. 常任委員会委員長・副委員長及び委員の委嘱(案)

1. 弁済業務規約の一部改正(案) 弁済業務規約の一部改正(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することとなった。

第13回常任理事会
第177回理事会

り、以下の審議が行われた。

巻頭言



環境変化に対応し、旅行業の発展のため力を合わせて頑張ろう



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊博

猛暑の夏から秋を迎えようとしています。この夏は各地で猛暑が続く一方、集中豪雨も発生し、また、8月には東日本は雨模様の日が続き日照不足になりました。その中でANTA会員の皆様におかれては、夏の旅行繁忙期の最中にお客様への対応に懸命に努めていただいたところであります。

特に7月上旬には福岡県と大分県を中心とする九州北部豪雨が発生し、多くの方が犠牲になり、各地で甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。現在、被災地の一刻も早い復旧と復興のための活動が急ピッチで進められておりますが、我々旅行業界としても正確な情報を把握、提供して、被災地の観光復興のためにできる限りの協力をしていく必要があります。

さて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの準備が着々と進められ、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人を目指した政策が展開されております。その一環で、観光庁は、旅行業法の一部改正案を国会に提出、成立し、6月2日に公布されました。

今回の改正は、外国人旅行者が全国各地を訪れ滞在型の旅行を楽しめるよう地域での体験・交流型の旅行商品の造成をし易くするための地域限定旅行業制度の見直し、ランドオペレーターについて「旅行サービス手配業者」として登録制度を設けるなど幅広い内容となっています。改正法は、来年1月4日から施行される予定ですが、当協会としても、旅行業務取扱管理者資格者研修の義務化や旅行サービス手配業者の協会加入手続きなど法律の改正を受けた対応が必要となります。引き続き、会員の皆様にこれらの情報を提供して、会員の事業の円滑な発展につながるよう努めて参ります。

また、1970年に大阪万博が開催され、会期中の入場者数は延べ6400万人を上回り、「民族の大移動」と言われたことはご記憶にあるかもしれません。我が国は、それから55年後の2025年国際博覧会(万博)を再び大阪で開催するため、今年5月に立候補いたしました。来年11月の博覧会国際事務局(BIE)総会で世界約170の加盟国による投票で開催地が決まる予定で、現在、官民共同の誘致委員会(会長 榊原定征経団連会長)による誘致活動が加速されています。7月下旬には私が会長を務める大阪万博開催を目指す超党派の国会議員連盟総会が大阪で開催され、万博誘致に向けて英知を結集し、情熱を傾けてみんなで頑張ることを呼びかけました。国民生活の向上と経済の活性化のために是非とも万博誘致を成功させ、国内旅行業の発展につなげていきたいと思っています。

旅行業を取り巻く環境変化は、誠に激しいものがありますが、このようなときこそ全国5500社のANTA会員の皆さんが力を合わせて環境変化に対応し、旅行の活性化のために頑張ることが何よりも大切です。

観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。全国の会員の皆様の一層の奮起を期待しております。



第13回常任理事会(平成29年7月13日)

どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。

4. 支部長及び運営委員の任命(案)

支部長及び運営委員の任命(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。

5. 退任役員に対する慰労金の支給及び感謝状の授与

退任役員に対する慰労金の支給及び感謝状の授与について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。

6. 平成30年度(第54回)定時総会の日程等(案)

平成30年度(第54回)定時総会の日程等(案)について提案され、協議の結果原案どおり承認され、次回の理事会に提案することになった。

7. 第14回国内観光活性化フォーラムの開催

第14回国内観光活性化フォーラムの開催について提案され、協議の結果原案どおり承認され、

れ、次回の理事会に提案することになった。

8. 第14回常任理事会(9月26日)及び第9回支部長連絡会(9月27日)の開催地(案)

第14回常任理事会(9月26日)及び第9回支部長連絡会(9月27日)を高知県高知市で開催することが提案され、協議の結果原案どおり承認された。

9. 新規入会申込者(案)

新規入会申込者として、条件なし入会6支部7社、条件付き入会16支部37社の入会申込みについて提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に報告することになった。

10. WTA(世界観光連盟)への参加

WTA(世界観光連盟)への参加について提案され、協議の結果原案どおり承認された。

第177回理事会

第177回理事会が、平成29年7月14日(金)13時30分より、コートヤードマリオット銀座東武ホテルで開催された。

会議の冒頭、國谷副会長より開会挨拶がなされた後、近藤副会長が議長となり、議事が進行された。

議題として、弁済業務規約の一部改正、常任委員会委員長・副委員長及び委員の委嘱、参与候補者の委嘱、支部長及び運営委員の任命、退任役員に対する慰労金の支給及び感謝状の授与、平成30年度(第54回)定時総会の日程等、第14回国内観光活性化フォーラムの開催について審議された。

主な内容は次のとおり。

議題1. 弁済業務規約の一部改正(案)

弁済業務規約の一部改正について提案され、審議の結果、案の一部文言を修正の上、承認決議された。

議題2. 常任委員会委員長・副委員長及び委員の委嘱(案)

常任委員会委員長・副委員長及び委員の委嘱について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題3. 参与候補者の委嘱(案)

審議終了後、報告事項に入り、常任委員会の活動状況、平成29年度国内旅行業務取扱

管理者研修の実施結果、新規入会申込者などについて報告された。



第177回理事会(國谷一男副会長による開会挨拶)(平成29年7月14日)

参与候補者の委嘱について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題4. 支部長及び運営委員の任命(案)

支部長及び運営委員の任命について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題5. 退任役員に対する慰労金の支給及び感謝状の授与

退任役員に対する慰労金の支給及び感謝状の授与について提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題6. 平成30年度(第54回)定時総会の日程等(案)

平成30年度(第54回)定時総会の日程等について、平成30年6月28日(木)に都市センターホテルで開催することが提案され、審議の結果原案通り承認決議された。

議題7. 第14回国内観光活性化フォーラムの開催

第14回国内観光活性化フォーラムを福島県で開催することが提案され、審議の結果原案通り承認決議された。



第177回理事会(平成29年7月14日)

常任委員会の新委員名簿

＜試験研修委員会＞ [担当副会長 國谷 一 男]

役 名	氏 名	会社・団体名	役 職 名	所属支部
委員長	花 岡 正 雄	(株)ニュートラベル広島	代表取締役社長	広島県
副委員長	和 田 雅 夫	(株)ワンダートラベルサービス	代表取締役社長	北海道
委 員	戸 谷 賢 一	旅ランド千葉(株)	代表取締役社長	千葉県
同	村 山 吉三郎	(株)飛鳥旅行	代表取締役社長	東京都
同	渡 井 浩 昭	(株)フジワールド企画	代表取締役社長	静岡県
同	尾 池 文 章	(有)コムス	代表取締役社長	京都府

＜苦情弁済委員会＞ [担当副会長 永 野 末 光]

役 名	氏 名	会社・団体名	役 職 名	所属支部
委員長	高 橋 幸 司	水沢ツーリストサービス(株)	代表取締役社長	岩手県
副委員長	中 川 宜 和	(株)ホリデイプラン	代表取締役社長	奈良県
委 員	荒 井 賢 治	(有)宇都宮動物園	代表取締役社長	栃木県
同	山 口 剛	(株)関東トラベルサービス	代表取締役社長	群馬県
同	坂 入 満	(株)ミサワツーリスト	代表取締役社長	神奈川県
同	佐 藤 幸 一	(有)トラベル・システム	代表取締役社長	新潟県
同	神 谷 利 夫	岐阜県観光サービス(株)	代表取締役社長	岐阜県
同	森 岡 敏 夫	春日観光(株)	代表取締役社長	福岡県

＜指導調査広報委員会＞ [担当副会長 永 野 末 光]

役 名	氏 名	会社・団体名	役 職 名	所属支部
委員長	浅 子 和 世	藤邦旅行(株)	代表取締役社長	埼玉県
副委員長	藤 田 雅 也	(株)アイラブイット	代表取締役社長	愛知県
委 員	大 久 光 昭	(株)だいきゅう観光社	代表取締役社長	宮城県
同	菅 沼 稔	(株)東邦観光サーヴィス	専 務 取 締 役	山梨県
同	永 守 徹	新富観光サービス(株)	代表取締役社長	富山県
同	山 口 嘉 幸	(株)ハート	代表取締役社長	兵庫県
同	村 尾 弘 行	種子島航空センター(株)	代表取締役社長	鹿児島県

＜経営推進委員会＞ [担当副会長 近 藤 幸 二]

役 名	氏 名	会社・団体名	役 職 名	所属支部
委員長	北 敏 一	(株)トラベルシティ	代表取締役社長	石川県
副委員長	山 中 盛 世	(有)香北観光トラベル	代表取締役社長	高知県
委 員	紺 野 平	東和旅行サービス	代 表 者	福島県
同	長 山 克 己	ナガヤマトラベル	代 表 者	茨城県
同	市 川 享	東和トラベルサービス(株)	代表取締役社長	東京都
同	小 西 靖 司	ハローツーリスト	代 表 者	三重県
同	桃 原 哲 生	阪和ワールドツーリスト(株)	代表取締役社長	和歌山県
同	村 山 輝 昭	(有)エム企画九州旅行	代表取締役社長	佐賀県

＜総務財務委員会＞ [担当副会長 國 谷 一 男]

役 名	氏 名	会社・団体名	役 職 名	所属支部
委員長	駒 井 輝 男	(有)東日本ツーリスト	代表取締役社長	東京都
副委員長	岩 本 公 明	長崎県交通観光(株)	代表取締役社長	長崎県
委 員	高 橋 哲 朗	(有)秋田旅行サービス	代表取締役社長	秋田県
同	野 地 敏 行	マリントラベル(株)	代表取締役社長	福井県
同	吉 村 実	(株)歓喜旅行サービス	代表取締役社長	大阪府
同	松 田 良 治	稲荷交通(株)	代表取締役社長	岡山県
同	大 谷 稔	(有)徳島旅日記	代表取締役社長	徳島県

一般社団法人 全国旅行業協会 副会長就任メッセージ



副会長 永 野 末 光

会員の皆様におかれましては、平日頃より当協会の運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。本年の6月の定時総会・理事会で副会長を拝命いたしました。二階会長の指導のもと、協会会員の皆様の事業の発展、そして協会の円滑な組織運営のために、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今期は、苦情弁済委員会と指導調査広報委員会を担当いたします。

苦情弁済委員会においては、平成24年度より開催しております当協会の苦情対応勉強会とJATAとの共催で実施する苦情対応セミナーを実施しています。苦情対応勉強会は平成29年度に全国7会場で開催する予定であり、会員の皆様が参加し易い、実りある勉強会となりますよう努めて参ります。

指導調査広報委員会では、昨年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた安全対策の確な実施のために、引き続き会員への指導に努めて参ります。また、本年6月に公布され、平成30年1月4日から施行される旅行業法の一部改正の内容について会員への周知に努め、会員の旅行事業の実施に際してのお客様の安全・安心の確保のための指導に努めて参ります。

さらに、全旅協観光復興支援ポスター制作等の広報活動、ツーリズムEXPOジャパンにおける全旅協ブースの出演など、消費者に対する当協会の公益的活動の周知、広報に努めております。会員の皆様による安全安心な旅行サービスの提供を通じて消費者の期待に応えられるよう、会員の資質の向上と事業の発展のために全力を尽くして参りますので、よろしくお願い申し上げます。



副会長 國 谷 一 男

会員の皆様におかれましては、平日頃より当協会の運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度、6月の定時総会・理事会で副会長に再任されました。二階会長の指導のもと、専心努力して協会会員の事業の発展と協会の円滑な組織運営のために、頑張りたいと思います。

今期は、試験研修委員会と総務財務委員会を担当いたします。試験研修委員会では、地方支部長連絡会及び運営支部をはじめとする関係者のご協力の下で、本年9月3日に「国内旅行業務取扱管理者試験」を全国9都市で実施いたします。また、法定研修として「国内旅行業務取扱管理者研修」、「国内旅程管理研修」及び「国内旅行業務取扱管理者資格者研修」を全国各地で開催し、会員のレベルアップを図って参ります。さらに、平成30年1月4日から施行される旅行業法の改正により、旅行業者は旅

行業務取扱管理者について「資格者研修」の受講の義務付けが課されますので、着実な実施のため準備に努めて参ります。

また、総務財務委員会では、旅行業法改正により、従来のランドオペレーター事業者について「旅行サービス手配事業者」として協会への入会が定められ、法定業務の対象となります。そのため、の定款改正など、諸準備を進めて参ります。さらに、公益法人改革により当協会が一般社団法人として平成25年4月から再スタートして4年が経過しましたので、その後の諸課題についての検討など、本部と支部との連絡を密にして協会運営の的確な遂行のために取り組んで参ります。

もとより微力ではございますが、全国旅行業協会と会員の事業の発展のために全力で努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



副会長 近 藤 幸 二

会員の皆様には、平日頃より当協会の運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。この度、6月の定時総会・理事会で副会長を拝命いたしました。3期目の副会長職の役目をしっかりと果たせるよう、全力を尽して参りたいと存じます。

さて、全国旅行業協会は昭和41年2月に社団法人として設立され、昨年は創立50周年の節目の年を迎えました。新たな50年の第一歩を踏み出すため、二階俊博会長のご指導のもと、この2年間、専心努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

今期は、経営推進委員会を担当します。

経営推進委員会は、主に国内観光の振興及び新たな旅行ニーズへの対応による会員の事業と観光産業の発展のための事業を担当する委員会です。本年3月に石川県で開催された第12回国内観光活性化フォーラムに続き、来年2月14日に高知県高知市

において開催される第13回国内観光活性化フォーラムを担当しております。本フォーラムは、国内旅行の活性化、全旅協の組織の連携・結束の強化、着地型旅行（地旅）の推進を目的とした当協会最大のイベントであり、本部実行委員長として大会の成功を期してしっかりと準備に取組んで参ります。

また、本委員会では、自然災害により被害を受けた地域の観光復興支援事業、国際交流事業の推進、全旅協旅行災害補償制度の会員の利用向上のための取り組みも積極的に行って参ります。

今後とも、旅行者に対する旅行サービスの向上と会員相互の連絡協調に努め、協会運営の的確な遂行のため全力で取り組んで参りますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

新旅行業法（平成29年改正）について

一般社団法人 全国旅行業協会

平成29年の通常国会に旅行業法及び通訳案内士法の「部改正法案」が提出され、衆参両院で可決成立し、平成29年法律第50号として6月2日に公布されました（以下「新旅行業法」という）。その後、施行日を平成30年1月4日とする政令が公布されました。今回の改正について、その背景、規制緩和、規制強化の内容などは以下のとおりです。

1. 法律改正の背景

観光庁は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、着地型旅行の促進の環境整備及びランドオペレーター業務の適正化の制度を今回の改正で追加しました。

① 地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供を促進するための環境の整備

地域体験・交流型の旅行商品（着地型旅行商品）に対するニーズの高まり、ホテル・旅館・DMO（観光地経営組織）等からの旅行業の登録容易化への規制緩和の要望、地域限定旅行業に関して、旅行業務取扱管理者を営業所ごとに1名を選任する要件を緩和してほしいとの要望がなされたこと等が挙げられています。

② 一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態

一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態に起因して、旅行の安全や取引の公正が脅かされる事案が発生しているため、旅行商品の質の確保や旅行者の保護を図ることが課題となりました。

2. 地域体験・交流型旅行商品の販売促進、ホテル・旅館の旅行業への参入の容易化（規制緩和）

① 地域限定旅行業者の取扱区域の見直し

地域限定旅行業者の企画旅行・手配旅行の取扱区域は、自らの営業所の存する市町村及びその市町村に隣接する市町村に限定されています。これについて、観光庁は、関係告示の改正により地域の旅行実態に合わせた弾力的な区域設定に変更するとしています。

② 旅行業務取扱管理者の兼務の条件付き解禁

従来の旅行業法では1営業所毎に1人以上の取扱管理者の選任が義務づけられていましたが、今回の改正ではこれが緩和され、「複数の営業所が近接しているとき」として国土交通省令で定めるときには、複数の営業所を通じて1人で足りるとされました。（法第11条の2第5項）ただし、

法律で複数営業所を兼務する取扱管理者の「事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適正な運営が確保されないおそれがある場合」として国土交通省令で定める場合は、この限りでない」とされています。

3. 地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設

① 地域限定旅行業務取扱管理者の試験制度の創設

旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務取扱管理者試験が追加されました。（法第11条の3第2項）

② 地域限定旅行業務の取扱い

地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格すれば「地域限定旅行業務取扱管理者」として地域限定旅行業務の取扱いができるようになります。（法第11条の2第6項第1号）

4. 旅行業務取扱管理者による安全管理等の強化（規制強化）

① 資格者研修受講の義務化

旅行者又は旅行業者代理業者（以下「旅行者等」という。）は、旅行業務取扱管理者の職務に関し、3年以上5年以内において国土交通省令で

能）。（法第12条の5第3項、第4項）

5. 「旅行サービス手配業」制度の追加

（1）登録制度の導入

① 旅行サービス手配業者とは
「旅行サービス手配業者」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）又は運送等に関連するサービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業者で、いわゆるランドオペレーターの業務を定義にしたものです。（法第2条第6項）

② 旅行サービス手配業の「登録制度」の導入

今回の改正により、「旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない」とことになりました。（法第23条）
旅行業者等と同様に、観光庁長官の権限を旅行サービス手配業者の主たる営業所を管轄する都道府県知事登録に行わせることが政令で定められました。（法第67条）

（2）「旅行サービス手配業務取扱管理者」制度の新設

① 資格取得の方法
旅行サービス手配業務取扱管理者は、観光庁長官の登録を受けた「登録研修機関」が行う研修を修了すれば、資格を取得できます。（法第28条第5項）

② 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任

旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して管理及び監督に関する事務を行わせなければなりません（この場合、複数の営業所での兼務は認められません。）。（法第28条第1項）

③ 研修受講の義務化

旅行サービス手配業者は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の知識・能力の向上を図るために登録研修機関が実施する研修を受講させなければなりません。（法第28条第6項）

④ 苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等その職務に関する必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第28条第9項）

⑤ 書面交付の義務づけ

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業者の業務について取引をする者とその業務に関する契約を締結したときは、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容等を記載した書面を交付しなければなりません（情報通信技術の利用も可能）。（法第30条）

⑥ 禁止行為

旅行サービス手配業者は、旅行サ

ービス手配業者の業務に関して取引をする者に対し、重要な事項の不告知又は不実の告知、債務履行の不当な遅延、違法な営業を行っている免税店への連れ回し等の信用失墜行為が禁止されます。（法第31条第1項、第2項、第3項）

⑦ 登録行政庁の監督

観光庁長官による業務改善命令、登録の取消等の処分並びに罰則が強化されます。（法第36条、第37条、第38条、第74条）

⑧ 登録簿の閲覧

観光庁長官（都道府県知事）は、「旅行サービス手配業者登録簿」を備え付け、閲覧に供します。（法第39条）

（3）既存の旅行業者等が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱い

改正前の旅行業法は、旅行業者等と消費者（旅行者）の取引に関する規制が定められており、旅行業者等に受入施設や貸切バス事業者の間を仲介するランドオペレーターの業務は、旅行業法の規制の対象ではありませんでした。

しかし、今回の改正により、新たに「旅行サービス手配業」として、ランドオペレーターが新たに法律の規制対象になりました。これに伴う、既存の旅行業者等、旅行業務取扱管理者が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱いは下記のとおりとなります。

① 既存の旅行業者等

（ア）旅行業者
既存の旅行業者が自らランドオペレーター業務を行う場合には、旅行サービス手配業の登録（法第23条）を受けなくても、同業務を行うことが

定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修（以下「資格者研修」と略す。）を受講させなければなりません。（法第11条の2第7項）

② 苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第11条の2第10項）

③ 通訳案内士に係る旅行者等の業務

旅行業者等が、旅行者に対して書面を交付することにより説明する取引条件として、「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」が追加され、その記載が必要となります。（法第12条の4第2項）

④ 旅行業務取引の相手（旅行者以外）への書面交付の義務付け

旅行業者等は、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と旅行業務に関する契約を締結したときは、旅行者に提供すべきサービスの内容等を記載した書面を交付しなければなりません（情報通信技術の利用も可

できます。（法第34条第1項）

（イ）旅行業者代理業者

旅行業者代理業者が行う旅行業務については、法第23条の旅行サービス手配業の登録の規定は適用されません。（法第34条第2項）

② 国内総合の旅行業務取扱管理者試験の合格者

国内又は総合の「旅行業務取扱管理者試験」に合格した者は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講しなくても、旅行サービス手配業務取扱管理者になることができます。（法第28条第5項第1号、第2号）

③ 登録研修機関による研修の受講

（ア）旅行業務取扱管理者の資格により旅行サービス手配業務取扱管理者に選任された者
登録研修機関による研修の受講が必要となります。（法第28条第6項、第9項）

（イ）旅行業者等が選任した旅行業務取扱管理者

旅行業者等は、その選任した旅行業務取扱管理者について、旅行業協会が実施する研修を受講させることとなりますので、別に、登録研修機関が行う旅行サービス手配業務に関する研修を受講する必要はありません。

6. 旅行業協会の業務の追加（「旅行サービス手配業」関係）

7. 法令違反の行為者の氏名等の公表、罰則の強化、暴力団等の登録拒否

① 法令違反の行為者の氏名等の公表
観光庁長官は、必要かつ適当であると認められるときは、旅行業法及

び同法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称その他必要な事項を般に公表することができるとする条項が追加されます。（法第71条）

②罰則の強化

（ア）無登録営業をした者への懲役刑の追加

改正前は旅行業を無登録で営んだ者に対する罰則は、100万円以下の罰金が処されていましたが、今回の改正で「1年以下の懲役」が追加されます。この場合、懲役と罰金は併科する（両方適用すること）もできます（法第74条）。さらに、これまで罰金だけが課されていた条項に懲役刑が追加されます。（法第76条）

（イ）旅行サービス手配業者等への罰則の追加

また、旅行業法に旅行サービス手配業者、登録研修機関等が追加されたことに伴い、新たに旅行サービス手配業者等への罰則が追加されます。

（法第74条、第75条、第76条、第78条、第79条、第81条、第82条、第83条）

③暴力団員等の登録拒否の追加

暴力団員等、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）、並びに暴力団員等がその事業活動を支配する者について、登録拒否の規定が追加されます。（法第6条第1項第3号、第8号）

8.施行日、準備行為及び経過措置

①新旅行業法の施行日

新旅行業法は、平成29年6月2日の公布日から起算して、9月を越えない範囲内で政令に定める日（平成30年1月4日）から施行されます。（附則第1条、平成29年8月18日付政令第226号）

②旅行サービス手配業者の登録申請等の準備行為

旅行サービス手配業者の登録申請及び登録研修機関の登録申請日は、新旅行業法の施行日の前に

においてもできるとされています。（附則第4条）

③旅行業法の一部改正に伴う経過措置

（ア）旅行者等が旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と契約を締結する場合の経過措置
施行日の前に締結された契約については取引条件の説明および書面の交付についての取扱いの義務づけは適用されません。（附則第5条第1項）

（イ）旅行サービス手配業務取扱管理者の配置

法第28条第5項（旅行サービス手配業務取扱管理者）の規定は施行日から6月間は適用されません（附則第5条第2項）。それまでの間は、旅行サービス手配業務取扱管理者の代わりに「その事業の遂行のために必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」によつて

旅行サービス手配業務を行うことが認められます。（附則第5条第3項）

（ウ）旅行業協会の指定を受けている者についての取扱い

法律施行の日に「旅行業協会」の指定を受けている者（ANTA、JATA）は、新旅行業法第41条第1項の指定を受けたものとみなされます。（附則第5条第4項）

④罰則の適用に関する経過措置

新旅行業法の施行（平成30年1月4日）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。（附則第23条）

⑤法律の施行に関し必要な経過措置

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められます。（附則第24条）

観光庁が「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱い」及び「災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱い」に関する通達を发出（平成29年7月28日）

自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて
（観光庁）

体が実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性、事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解される。

なお、そのような場合であつて以下の2.の留意事項を踏まえ、旅行業法の趣旨である旅行者の身体的及び財産的安全の保護並びに旅行目的が達成されることを確保したうえで実施すること。

1.自治体の実質的にツアーの企画・運営に関与していること

自治体が関与するツアーについて、実質的に企画・運営するものであることが必要である。

参加費等名目を問わず参加者から徴収する金員では、収支を償うことができないこと、日常的に反復継続して行われるものでないこと、不特定多数の者に募集を行うものでないことは、営利性、事業性がないことを裏付けるものとして、当然に求められる。

2.安全および旅行目的の確保のための留意事項

安全及び旅行目的を確保

観光庁は、各自治体に関与するツアーの実施において、旅行業法上適切な取扱いとはいえないものが認められたとして、

①旅行の企画・募集の段階から責任を持つて遂行できる責任者を置くこと。

②当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。

③当該責任者が旅程が安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。

④旅行中に連絡が取れる責任者を置くこと。

⑤事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置が取られていること。

当協会は、これを受け支部、ホームページ及びANTAニューズレターにて周知を行った。

自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（当協会会員専用ホームページ）

http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/290728_jittai_tour.pdf

災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて
（観光庁）

て、各自治体において催行を中止する事例が発生したことに關して、「自治体が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（観光庁）」

観光庁は、ボランティアツアーのための旅行業法上の取扱いが限定的であったため、社会福祉協議会、NPO法人からボランティアツアーの催行がしにくいとの指摘がされていたことを受けて、「災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）（観産第174号）」を平成29年7月28日付で各都道府県旅行業担当課長宛に发出した。

本通達により、旅行業法の目的である旅行者の安全・利便性の確保を引き続き固りつつ、緊急性・公益性の高いボランティアツアーを円滑かつ迅速に実施できるよう、現行の旅行業法に抵触せず、運送サービス、宿泊サービスを提供できる方法について、ボランティアに限定して以下のように運用することを通知している。

1.ボランティアツアーの主催者

ボランティアツアーの主催者は、発災を受けて組成されたボランティア団体、又は発災を受けて参加者を募集するNPO法人や自治体、大学等とする。

法上の取扱いについて（通知）（観産第173号）」を平成29年7月28日付で各都道府県旅行業担当課長宛に发出した。

なお、ボランティアツアーを主催するNPO法人や大学等は、事前に参加者名簿を被災又は送り出しの自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出することとする。また、ボランティアツアーを主催する自治体又は社会福祉協議会等準公的団体も、同様に参加者を把握することとする。

その上で、当該団体がボランティアツアーの募集や料金收受を行った場合でも、日常的な接触のある団体内部での行為とみなし、旅行業法に抵触しないこととする。また、ボランティアツアーへの参加者について、把握済みの成員を対象とするときは、当該団体が発災後一定の期間内にボランティアツアーを繰り返し催行する場合は、改めての提出は不要である。

2.適用期間

ボランティアツアーにおける旅行の募集に係る運用を適用する期間については、観光庁にて、被災の規模・状況に応じて、後日、適用の終期を示すこととする。

3.適用に必要な措置

本運用においても旅行業

法の趣旨である旅行者の身体的及び財産的安全の保護及び旅行目的が達成されるよう、以下の措置を確保した上で実施することとする。

①旅行の企画・募集の段階から責任を持つて遂行できる責任者を置くこと。

②当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。

③当該責任者が旅程が安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。

④旅行中に連絡が取れる責任者を置くこと。

⑤事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置が取られていること。

当協会は、これを受け支部、ホームページ及びANTAニューズレターにて周知を行った。

災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（当協会会員専用ホームページ）

http://www.anta.or.jp/mmb/law/data/290728_volunteer_tour.pdf



盛山法務副大臣が全旅協を訪問され 民法改正の説明会を開催

盛山正仁法務副大臣（当時）が7月18日（火）に全旅協を訪問され、今国会で成立した民法改正の説明会が、開催された。

民事関係の基本法である民法

は、明治29年（1896年）の制定以来、債権関係の規定（契約等）について約120年間ほとんど改正されていなかったが、社会経済が大きく変化し、国民一般に分かりやすい民法とする観点から改

正が検討され、平成27年3月31日に法案が提出され、平成29年5月26日に成立し、6月2日に公布された。本説明会は、盛山法務副大臣のご厚意により、法務省関係者が全旅協本部を訪問され、開催されたものである。

法務省からは盛

山副大臣、村松民事局参事官、前田民事局局付、立石秘書官が、当協会から近藤副会長、國谷副会長、永野副会長、有野専務理事、若井事務局長が、（株）全旅から中間社長、佐藤副社長、萩原専務取締役、武下専務取締役、日野常務執行役員が、（株）旅行ビジネスサポートからは武井社長、上原副社長が出席し、盛山副大臣から民法改正の経緯と改正内容及び関連法案のご説明がなされた後、質疑応答が行われた。

（一社）全国旅行業協会 本部事務局移転のお知らせ

当協会は、現在入居しているビルの改築工事に伴い、10月10日（火）より本部事務局を移転いたします。（10月6日までは現在の住所、電話番号、FAX番号となります。）

新住所：〒107-0052
東京都港区赤坂4丁目2番19号
赤坂シャスタースビル3階
電話番号：03-6277-8310（代表）
FAX番号：03-6277-8331

（一社）全国旅行業協会 山口県支部移転のお知らせ

（電話番号・FAX番号も変更しました）

新住所：〒754-0897
山口県山口市嘉川3372-1
（有）グリーントラベル 山口中央旅行社内
電話番号：083-902-1605
FAX番号：083-902-1606

平成29年度会員実態調査ご協力への御礼

当協会では、会員の皆さまの現況や事業展開などを調査し、協会の事業運営に反映させるため、当協会に所属する正会員旅行業者5,541社（平成29年6月1日現在）を対象に、今年度も会員実態調査を実施しました。

今年度は、書面及びインターネットにて調査を実施し、締切日の7月28日（金）現在で会員2,848社の皆さまよりご回答いただき、提出率も前年を上回り51.4%となりました。

皆さまからご回答いただきました内容を集計し、次号のANTAニュース11・12月号において結果を報告させていただきます。

ご協力いただきました会員の皆さまに厚く御礼申し上げます。引き続き、協会運営にご協力のほどよろしくお願い致します。

石川県送客キャンペーンの実施

平成29年3月3日に石川県金沢市の石川県立音楽堂において「第12回国内観光活性化フォーラムinいしかわ」が全国から多数の会員の参加の下、盛会に開催され、フォーラム会場において「石川県送客キャンペーン」を発表し採択されました。

つきましては、平成29年度に石川県に3万人以上の送客を目標に活動を展開する「石川県送客キャンペーン」を以下の要領で実施しています。皆様の奮ってのご応募をお待ちしております。

対象の旅行及び期間

（1）対象の旅行

石川県に送客し、1泊以上の旅行で期間中に下表の該当延べ人数を送客した旅行を対象とする。

会員が所属するエリア	送客延べ人数
北信越	500人泊以上
関東・京浜・東海・近畿	300人泊以上
その他のエリア	100人泊以上

（2）対象の期間

平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間

応募手続

（1）上記の対象となる旅行を実施した会員は、申込書に記入のうえ、本部事務局にお申込み下さい。（郵送・FAX・メール）

（2）上記の申込書には、宿泊の領収書又は宿泊を証明できる書類及び最終日程表の写しを添付して下さい。

（3）提出は会員1回限りとし、期限は平成30年1月15日（月）必着です。

※申込書は、会員専用HP「<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3477.html>」よりダウンロードをお願いします。

表彰状及び記念品の贈呈

上記の旅行を実施した会員の中から、最優秀会員及び優秀会員について、平成30年2月14日に高知県で開催する「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」において、表彰状及び記念品を贈呈します。

表彰会員の決定について

送客延べ人数÷該当する対象人数＝ポイントとし、ポイント数の最も多い会員を表彰対象者として決定します。

【例】 北海道に所属する会員が石川県へ300名送客した場合
300名÷100人泊＝3ポイント

■本件に関するお問合せ先

（一社）全国旅行業協会 経営調査部

Mail: forum@anta.or.jp

TEL: 03-5401-3600 FAX: 03-5401-3661

平成29年度ANTTA主催 苦情対応勉強会 ANTTA・JATA共催 苦情対応セミナー

平成29年度ANTTA主催
苦情対応勉強会

当協会では、支部主催による苦情対応勉強会を全国7ヶ所で開催する。

この勉強会は、旅行者等からの苦情事例を検証するとともに、旅行者者としてどのような対応をするべきかを習得することを目的としている。

受講申込及び問合先は、主催開催地支部事務局まで

日程は次のとおり。

- 長野県（ホテル信濃路）
8月23日（水）
- 神奈川県（損害保険ジャパン 横浜支社会議室）
8月31日（木）
- 北海道（TKP札幌駅カンファレンスセンター）
9月14日（木）
- 埼玉県（大宮ラフォーレ清水園）
9月21日（木）
- 広島県（REC文化センター）
12月12日（火）
- 兵庫県（ザマールカスクエア 神戸）
12月13日（水）

○大分県（NS大分ビル）
調整中

ANTTA・JATA主催
苦情対応セミナー

当協会では、JATAとの共催で「苦情対応セミナー」を全国3ヶ所で実施する。このセミナーは「お客様からの声を活かす」をテキストとして、日常発生しやすい旅行の苦情トラブル案件について、未然防止の観点から旅行業法及び旅行業約款の関連事項を再確認し、苦情相談の対応及び苦情処理の方法等を習得することを目的としている。

日程は次のとおり。

- 福岡県（天神クリスタルビル）
10月19日（木）
- 愛知県（名古屋ダイヤビルディング2号館）
11月16日（木）
- 宮城県（仙台商工会議所）
11月28日（火）

がんばれ熊本 がんばれ大分 でかけよう九州!



©2010 kumamoto.pref.kumamon

—— ANTAは送客支援を通じて熊本・大分・九州の観光復興を応援します ——



湯の鶴温泉

百華百彩

上天草

阿蘇くじゅう国立公園

白池地獄

由布岳



全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

栃木県・足利市 関東最大級400万球に彩られた幻想の世界 あしかがフラワーパーク

「日本夜景遺産」
「認定」

全国的に有名な日本の藤園。栃木県足利市のあしかがフラワーパークでは2017年10月21日（土）～2018年2月4日（日）の期間、園内を400万球のイルミネーションで彩り「光の花の庭」と題してイベントを開催している。今年で16年目を迎え人気を呼んでいる。漆黒の闇に浮かび上がるイルミネーションは非常に美しく幻想的で毎年イルミネーションを楽しむに50万人以上のお客様が押し寄せ賑わっている。高い山肌に浮かび上がる光の壁、画レインボーミックやスノーワールド、池にそびえたつ高さ25mのイルミネーションタワー、グラデーションに彩られ池に浮かび上がるピラミッド。日本の藤の園らしく電飾で4色の藤の花を再現しさらに、ローズガーデンにも光のバラが音楽に合わせてパノラマに広がります。ここでは見えない光の花の庭は、見る側にとっては飽きのこない演出が時の経過を忘れてしまうほど美しい。

【11・12月1月のご案内】

- 休園日：12月31日のみ休園 その他営業
- 入園料・昼の部 大人3000円～6000円 小人2000円～3000円 夜の部 大人9000円 小人5000円 ※花の咲き具合により料金が変動しますのでお問合わせください。
- 営業時間 平日 昼の部 9時～15時 夜の部 15時30分～21時 土日祝 昼の部 9時～15時 夜の部 15時30分～21時 30分 昼の部と夜の部は入替となります
- 交通のご案内 東北自動車道佐野藤岡ICより車で18分 JR両毛線富田駅より徒歩13分
- 住所 栃木県足利市迫間町607
- TEL 0284(91)4939
- FAX 0284(91)4587
- WEB <http://www.asikaga.co.jp>



イルミネーションイメージ



白藤のトンネル



奇蹟の大藤



光のバラ園

全旅協作成

カード型統一外務員証

利用促進キャンペーン（平成30年3月31日まで3年間延長となりました）

1社につき2枚作成まで **500円**（1枚あたり）でご提供



標準
〈ピンク〉



国内管理者向け
〈ライトブルー〉



総合管理者向け
〈ライトブラウン〉

本証は、旅行業法施行規則に定める第10号様式（外務員証様式）に加え、旅行業務取扱管理者資格を表示し、有効期間を定めた外務員証です。
・カードサイズは縦5.5×横8.6cm、クレジットカードと同じサイズです。・このカード外務員証は「旅行業務取扱管理者証」としては使用できません。

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「統一外務員証」の作成事業を行っており、カード型「統一外務員証」の更なる普及を図るため、平成27～30年度まで3年間延長し、利用促進キャンペーンとして、1社につき2枚までの作成を上限に利用促進価格500円（1枚あたり）にてご提供いたします。

このカード型「統一外務員証」は、券面に当協会「ANTA」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示[標準(未取得):ピンク、国内資格:ライトブルー、総合資格:ライトブラウン]がなされた外務員証です。

作成をお申込みの際は、申請書を各所属支部までご提出ください。申請書には、必要事項をご記入くださり、同申請書に外務員の顔写真の貼付及び代表者印を捺印のうえ、また、旅行業取扱管理者を取得されている場合は、合格証の写しを添えてお申し込みください。

なお、カード型「統一外務員証」の使用有効期間は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。

1 発行対象：当協会の正会員に所属する外務員

2 作成費用（会員1社につき）

- ・2枚作成まで：利用促進価格 1枚あたり 500円（税込）
- ・3枚作成以降：通常価格 1枚あたり 1,500円（税込）
- ※ 利用促進価格（500円）でのご提供は、平成22年4月1日から平成30年3月31日までの間に1社につき2枚までの作成を上限としており、3枚目以降の作成は通常価格（1,500円）でのご提供となります。

3 提出書類

申請書に必要事項をご記入のうえ、下記書類を各所属支部までご提出ください。

- ① 作成申請書（申請書に外務員顔写真を貼付し、代表者

印を押したもの）

- ② 旅行業務取扱管理者試験合格証書の写し（資格取得の場合、申請書に併せホチキス綴）

4 外務員証の有効期間

本証は、貴社が旅行業登録を更新登録する有効期間満了日までご使用が可能です。

次期更新登録日までの残存期間が有効期間となります。更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなりますので、申請時期には、十分にご注意ください。

ただし、すでに更新登録の手続きが完了し、行政庁より更新登録が認められている場合は、ご申告に基づき、更新後の有効期間満了日として作成することが可能です。

[カードの作成期間は約3週間です。]

カード型外務員証の普及促進

当協会では平成21年4月よりプラスチック製によるカード型外務員証を作成しております。

このカード型外務員証は、券面に当協会「ANTA」のロゴマークが入るとともに、旅行業務取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示[標準(未取得):ピンク、国内資格:ライトブルー、総合資格:ライトブラウン]がなされたものとなります。

従来、当協会で作成していた紙の外務員証につきましては、平成25年3月31日をもって配付が終了したことに伴い、現在、紙の外務員証をご利用いただいている場合、使用できる期間は今回の旅行業登録の更新時までとなり、次回の更新登録以降につきましては、カード型外務員証のみとなります。

また、平成22年4月から5年間の期間（平成27年3月末まで）で実施した利用促進キャンペーンを、平成30年3月31日まで3年間延長して実施することとなりました。1社につき2枚目まではキャンペーン価格の500円で作成できます。（3枚目からは通常価格の1,500円）

カード型外務員証の申請書類は、所属する支部事務局あてにご提出ください。

名刺や封筒へのANTA（全国旅行業協会）正会員の表示について

当協会では、指導調査広報委員会において、当協会の正会員であることの消費者への認知度の向上について、具体的な検討を行ってきました。

本委員会及び地方代表者連絡会での協議にて、会員の旅行業者が当協会の正会員であることを名刺や封筒に表示するとともに、協会会員の営業所に会員証ステッカーを貼ることにより、消費者への信用を高めるとともに認知度の向上に努めることとなりました。

会員証ステッカーについては、平成25年のANTA NEWS5・6月号に同封し全会員に発送しましたが、今後、名刺や封筒を作成する際には、下記の記載例を参考に協会名をご活用 of のほど、よろしくお願いいたします。

名刺表示例(その1)



名刺表示例(その2)



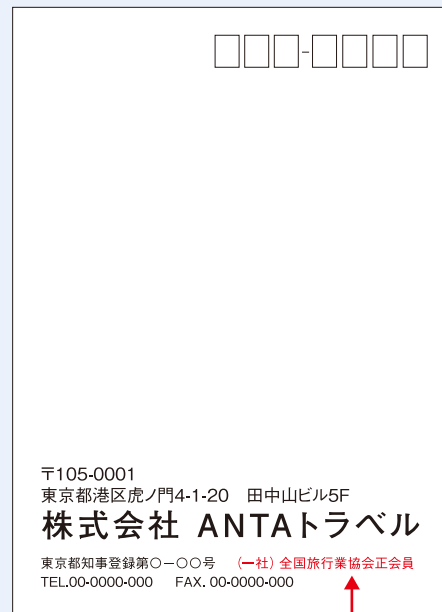
名刺表示例(その3)



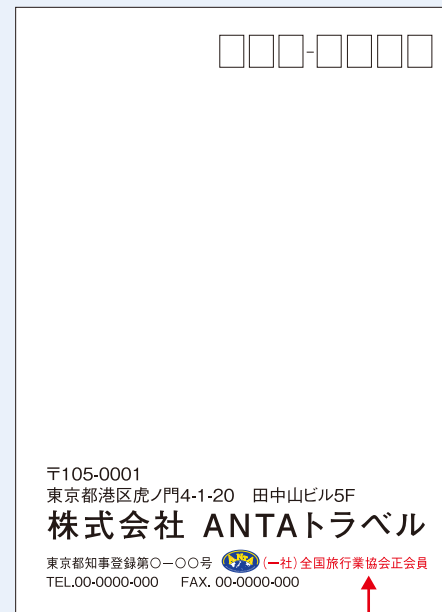
ANTA正会員であることの記載をしてください

当協会は、平成25年4月1日に一般社団法人に移行しました。
新たに名刺や封筒を作成する場合は、ANTA正会員もしくは一般社団法人全国旅行業協会正会員と表記してください。

封筒表示例(その1)



封筒表示例(その2)



封筒表示例(その3)



ANTA正会員であることの記載をしてください



2017年シルクロード観光年

観光の宝庫 中国

第十三回：海のシルクロードの起点 福建省



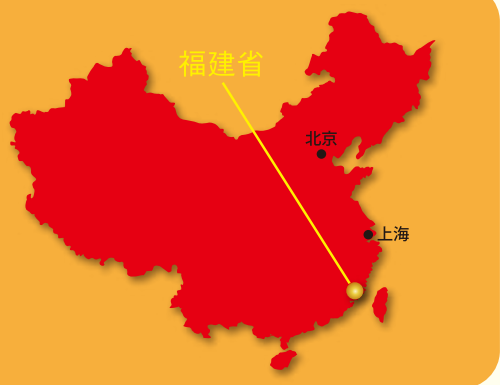
福建省 (フッケンショウ)

地 理：中国大陸南東に位置し、北は浙江省、南西は広東省、西は江西省と隣接している。多くを山間地が占めるが、約3800kmにも及ぶ入り組んだ海岸線を持つなど、省内の地域差が大きい。

気 候：気候は地域差もあるが、全般に温暖。

省 都：福州市

日本との時差：マイナス1時間。日本が正午の場合、福建省は午前11時。



廈門(あもい)の見どころ

高は534mあり、福建省十大風景区の一つで、石竹山から見下ろす石竹湖や鯉魚島の景観は必見です。この石竹山にある石竹寺は唐代(847年)に建てられた古刹で、道教を主体にしていますが、仏教観音や儒教も混在する独特の寺院です。ここで見た夢は実際に叶うと言われ境内には仮眠所が置かれています。眼下の石竹湖は広さ15km²の人工湖です。

廈門は福建省の東南部九龍江の河口にあり、アヘン戦争後の1842年に結ばれた南京条約で開港されて以来、港湾都市として発展してきた街で、島には各国の領事館が置かれ、西洋人が多く住んでいました。現在も洋館や教会などが数多く残されています。16世紀初めの明の時代から茶葉の輸出港として発展、近年では経済特区として外資系企業の進出も多く、日本企業も多数進出しています。また海港風景都市として海外からの観光客も多く、また街中にはヨーロッパ風の建物や、道路わきには樹木や花が沢山植えられていてきれいな街です。

また、胡里山砲台は巨大な大砲で目の前で見るとかなり迫力があります。



鼓浪嶼(コロンス島)

鼓浪嶼は、廈門市の港からフェリーで約30分のある海に囲まれた美しい小島です。現地語の発音からコロンス島とも呼ばれています。島内には車は走っており、電気カーブ又は

福建省(ふっけんしやう)の概要

福建省は中国の南東沿海に位置し、北は浙江省、南西は広東省、西は江西省に隣接し、また海峡を隔てて台湾に接しています。宋代に福州、建州、泉州、漳州、汀州、南劍州の六州と丞部、興化の二軍に分かれていたことから、八閩(はちびん)とも呼ばれています。また、海のシルクロードの起点とも言われ、古くから中国と世界が交流する重要な窓口として発展しました。また、世界へ飛び出した華僑の里でもあります。福建料理は、中国八大料理の一つとして有名です。沿岸部では、海産物を使った料理が豊富です。茶葉の産地で、お茶文化が生活に密着しており、また茶道も発達しています。



福州の見どころ

福州は、福建省の政治、経済の中心をなす省都で、閩江(びんこう)の河口に発展した人口約734万人を有する都市です。秦の時代から2200年以上の歴史をもち、昔から日本や沖縄(当時の琉球王国)と交流があり、現在、長崎や沖縄と姉妹都市の提携を結んでいます。街中に榕樹(ようじゅ、ガジュマル)の木が多いことから「榕城」とも言われています。

三坊七巷(さんぼうしちこう)

三坊七巷は、唐代に形成された古い町



気スポットになっています。2017年に世界遺産に登録されました。

南普陀寺(なんふたじ)

廈門の五老峰の山の麓にある唐代の名刹です。浙江省の普陀山の南に位置するため南普陀寺と称されています。総面積3万平方メートルの広大な敷地があり、天王殿、大雄宝殿、大悲殿、藏経閣の堂塔伽藍で構成されています。



裏山には数多くの刻石があり、中でも清の僧侶が書いた高さ4メートル、幅3メートルの「仏」の題字は有名です。

石積みの上に立つ大悲殿は1930年再建で、三重の屋根がそれぞれカラーを描きそり返った絢爛豪華な造りとなっています。安置されている千手千眼観音菩薩像も必見です。

その他の見どころ

武夷山(ぶいさん)
武夷山は、福建省の西北部に広が

並みに残る老街で、名前のとおり3つの通りと7つの路地で構成され、中国の十大歴史文化名街の一つとされています。



儒学者たちが戦乱を逃れて移り住んだのが始まりと言われ、路地に入ると当時を偲ぶ古民家が昔の面影を残しています。メインストリートは、レトロな雰囲気、飲食店や土産物店が軒を連ねています。

林則徐記念館(りんそくじょきねかん)

林則徐は、福州市出身の政治家で、総督として広州に赴任したときにイギリス商人が持ち込んだアヘンをことごとく没収し、これを焼き捨て、これがきっかけとなつてイギリスとの間にアヘン戦争が始まったと言われています。



西湖公園

西湖公園は、福州の中心地にあり、1700年前に農業灌漑用に造られた人造湖です。「西湖」の周りには、榕樹(ガジュマル)が植えられ、敷地内には「福建省博物館」などもあり、観光スポットになっています。



ットになっています。

于山風景区(うざんふうけいく)

于山風景区は、市内の中心にあり、海抜60mの小高い丘になっており、福州市内を一望することができます。敷地内には白塔寺などの見どころがあります。



西禅寺(さいぜんじ)

西禅寺は、福州市の郊外の怡山の山麓にあり、887年に建てられた福州5大禅寺の一つです。中国最大の玉仏を納めた玉仏楼や寺全体を見渡せる報恩塔、寺院内の天王殿、大雄宝殿、羅漢閣、法殿などが見どころです。



福清(ふくせい)の見どころ

福清は、福州市の中心からおおよそ100キロのところにあり、世界の華僑の故郷と言われ、同市出身の華僑は約300万人を数え世界で活躍しています。また、日本との関係の深い、隠元和尚(隠元禪師)は、黄檗山萬福寺(おうばくさんまんぶくじ)で住職を務めたのち63歳で日本に渡り、1661年に京都宇治で同名の黄檗山萬福寺を建立しました。

石竹山

石竹山は、福清市の西に位置し標



る黄崗山(2,158m)を中心とする山系の総称で、廈門から高速鉄道で約3時間のところにあります。風光明媚な武夷山は、黄山、桂林と並び中国人が生に一度は訪れたいと思う所で、1999年に世界文化遺産・世界自然遺産の複合遺産に指定され、年間350万人の観光客が訪れるところとす。また武夷山はお茶の産地としても有名です。武夷岩茶と呼ばれ、高級品です。

九曲溪(きゅうきょくけい)

武夷山脈の麓を流れる溪流で、大きく湾曲する部分が多いため、この名が付いたと言われています。九曲溪の川下りは観光客に人気があり、約10キロの距離を1時間30分かけてゆったりと山水画の景観を満喫することができます。



洛陽橋(らくようきょう)

洛陽橋は、泉州市街から約10キロのところにあり、洛陽江の河口近くに架かる花崗岩の橋で、古くは万安橋とよいました。北宋時代に泉州郡守の任にあ

福建土楼(ふっけんどうろう)

福建土楼は、福建省南西部の山岳地帯にあり、この地域に住む客家(はっか)が外敵から族を守るために造った集合住宅です。客家土楼(はっかどうろう)とも言います。12世紀から20世紀にかけて建てられたものがほとんどで、これらは2008年、福建の土楼として、ユネスコの世界遺産に登録されました。

福建土楼は、高北土楼群、洪坑土楼群、初溪土楼群、田螺坑土楼群、河坑土楼群など46を数えます。土壁は180cm以上の厚みがあり、入口は外敵の侵入を防ぐため1つで鉄板入りの戸で厳重に守られ、まさに要塞の趣を持っています。土楼は、中央に中庭があり、そこには共同の井戸や先祖を祀った廟があり、中庭を中心としてその周りに住居が円形に囲まっています。



「地旅」で出会う 日本の笑顔 がんばろう 東北！ がんばろう 東日本！



—— 全国旅行業協会(ANTA)は、東北・東日本の観光復興を支援しています ——

東北・東日本 観光復興支援キャンペーン 実施中	風評被害の払拭に取り組みます 正確な情報を提供します 東北・東日本への送客を支援します 東北地方への修学旅行の誘致に努めます 東北産食材の使用を働きかけます
-------------------------------	--



一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



観光庁
Japan Tourism Agency

北海道・札幌市

北陵交通株式会社

広大な大地を体感!! 北海道の魅力
最大限に満喫出来るジャンボタクシーで
巡る北海道の旅をご提案します。

余裕のある座席数や居住空間で長時
間の移動も快適にお過ごしいただけるよ
うに各種の設備やオプションも用意。ま
た、目的地までの間に、いろいろな観光名
所の近くを通過することも多く、次の目的
地までの間に、テランドライバー自らがみな
さまに観光名所案内を行わせていただい
くことも可能です。観光名所を巡るその間
の移動までもが丸ごと北海道観光。オス
スメ観光コースも多数ご用意しております。
料金その他、ご相談下さい。

■観光チャーター料金
観光ジャンボタクシー(2時間) 15,060円
普通車(基本) 5,660円
■所有台数 ジャンボタクシー7台、普通車40台
■住所 〒007-0808
北海道札幌市東区東田町8条1丁目5-11
TEL 011(781)6711
FAX 011(781)6712
WEB <http://www.kankou-taxi.jp/>



普通車

ジャンボタクシー

山形県・酒田市

東北のソウルフード「オランダせんべい」 オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産の
うるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす
焼せんべいで、東北のソウルフードとして長
い間、愛されています。その米文化を次の
世代に伝えるため、本社最上川工場を二
般公開。日本一長い生産ラインを見学でき
るほか、お米とせんべいについての歴史や、
お子さまにも楽しめるトリックワールドな
どお楽しみが盛りだくさん。

〔営業時間〕 9時～16時 年中無休(臨時休業あり)
〔料金〕 一般300円 中学生200円 小学生
以下および65歳以上 無料 ※団体割引有り
〔駐車場〕 普通車40台 大型バス10台
■交通のご案内 JR酒田駅から車で10分 日本海
東北自動車道 酒田ICから車で約5分
■住所 〒998-0832
山形県酒田市両羽町22-4
TEL 0234(25)0017
FAX 0234(24)5239
WEB <http://www.sakataseika.co.jp>



お土産コーナー



工場内



オランダせんべい



東京観光はもちろん、バスツアーなら

“安心”と“感動”を
笑顔にのせて...

はとバス



大好評
運行中!!

コースの
ご予約は **TEL.03-3761-1100**
団体でのご利用は **TEL.03-5777-0695**

ホームページからの予約も受付中!

<https://www.hatobus.co.jp/>



<http://facebook.com/hatobus>



http://twitter.com/HATOBUS_JP



株式会社はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

O Sola mio
オーソラ・ミオ

2階建てカーブバス
2階建てバスの屋根部分を切り取った
『O Sola mio(オー・ソラ・ミオ)』が大好評運行中!!
車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、
風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。
新しい東京がきっと見えてくる旅です!!

英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語
フランス語 インドネシア語 ベトナム語

GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム
TOMODACHI
『オーソラ・ミオ』にはGPSによりバスの走行に合わせ
たりアルタイムな音声ガイド(TOMODACHI)で海外の
お客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

北杜市・小淵沢町

ケーキ作りが見学＆試食できる ハケ岳チーズケーキ工房

小淵沢ICすぐ! 地元の牧場で採れた、絞
り立ての牛乳から作られたクリームチーズケ
ーキが自慢。甘さ控えめで大人の味わい。お土
産にも最適な一品です。チーズケーキの製作
過程も見学できる工房もあり、試食もOK!! 店
内にはケーキだけでなく、世界のチーズや地
酒・地ワインの販売ブースも設けてあります。
また団体様でも収容可能なお食事処もあり、こ
こでは山梨名物のほうとうも味わえます。

〔施設情報〕 チーズケーキ工房、地域の名産品
が揃ったお土産処、ほうとうとチーズケーキが味
わえるお食事処、ギャラリイ等があります。
〔営業時間〕 8時～17時 年中無休
〔駐車場〕 バス20台収容可能
■交通のご案内 中央自動車道小淵沢ICより1分
■住所 〒408-0044
山梨県北杜市小淵沢井詰町2980
TEL 0551(36)4040
FAX 0551(36)4043



外観



チーズケーキ



店内

効率化・省力化の実現には「これだ!」と閃きました。
今では経営にかかせないシステムになっています。

旅行業システムSP

バス運行管理システムSP

導入事例

Interview

霞観光株式会社
専務取締役:曾根正雄 様

User Profile

霞観光株式会社

住所

〒311-3513
茨城県行方市手賀4478-5
TEL:0299-55-2529
FAX:0299-55-3400
URL:http://www.kasumikanko.com/

事業内容

一般貸切旅客自動車運送事業
一般乗合旅客自動車運送事業
特定旅客自動車運送事業
国内旅行業

資格

茨城県知事旅行業
登録第2種-515号安全性評価認定
SAFETY BUS 一つ星★

霞観光株式会社 様

霞観光様はどのようなお仕事ですか

地元発着の**団体旅行**を中心に募集旅行も行っています。また、**貸切バス事業**の他に小学校・高校**スクールバス事業**を行っています。地元の方が安心してご利用できるバス会社を目指しています。

導入の目的・きっかけ

旅行システム導入が約20年前。**行程表の作成に時間がかかり**、業務が逼迫していたため、その**作成作業を簡単に行いたかった**ことが動機です。スタッフも少なく、一人で行う仕事が多く**効率化、省力化が課題**でした。そんな時にこのシステムを知りました。その後、旅行のシステムデータと連携できるバスシステムを導入、入力画面が旅行システムと共通なので、簡単に覚えることができました。

- ここがスゴイ! システムお勧めポイント**
- 1

コース・見積の作成が簡単、業務が省力化できる
作成時間が今までの**1/3に!**
システムを利用することで**他の業務も半分以上に効率化**。
操作が簡単で、費用対効果が高いのでシステム導入に踏み切れない会社でも安心。
- 2

作成したデータの活用と蓄積
評判の良かったコースの二次活用や、過去の提案履歴・旅行履歴を自動で蓄積。
- 3

新運賃・料金制度に対応
3年前に施行された新運賃・料金制度に対応し、上限・下限の運賃計算がスムーズ。
- 4

旅行システムとバスシステムの連携
事務作業を軽減。システム入力画面が共通なので、簡単に覚えられます。
- 6

法律で定められている書類がきちんと出せる
安全性評価認定取得にも役立ちます。

今後の取組み

皆様が安心してご利用頂けるよう安全運行に努めています。ハード面では、新車両に入れ替えを進め安全性能を向上させています。ソフト面では、乗務員教育・健康管理に尽力しています。次年度には**安全性評価認定2**の取得を目指しています。

週刊

観光経済新聞

宿泊・旅行業・運輸・自治体(観光全般)

情報をつかみ、
生き残る!

有益な情報を素早く入手し、的確に対応することが今の時代を生き抜くカギ。
週刊「観光経済新聞」は、観光業界で働く人々に最も愛読されている業界専門紙。時の出来事や話題、流行が分かりやすく凝縮されており、明日の経営のヒントが見つかるはずだ。

kankokeizai.com

週刊「観光経済新聞」の概要

創刊	1950年(昭和25年)4月1日
発行日	毎週土曜日(月4回)
体裁	A2版(大判)12～32ページ建て
発行部数	5万9000部
購読料	年間1万1340円(郵送料、消費税込み)

見やすく分類された紙面構成

総合面 観光行政、団体などの 時事ニュース	旅行業・運輸 旅行動向、旅行商品、 人事異動など
国際観光 訪日外客動向、 アジアニュースなど	旅館・ホテル・ 施設・団体 新装、改装、設備投資、 業界活動など
地域観光 観光スポット、イベント、 地域振興など	商品・設備 経営に役立つ 各種の商品・機器

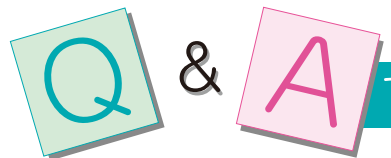
購読のお申し込みは

観光経済新聞社

〒110-0008
東京都台東区池之端 2-7-17 井門池之端ビル
TEL : 03-3827-9667
FAX : 03-3827-9730
E-mail : info@kankokeizai.com
支社＝関西 支局＝北海道・東北・九州

見本紙を無料で差し上げます

週刊「観光経済新聞」をご覧いただいたことのない方々に見本紙を無料でお送りします。一度手にして、充実した紙面内容をその目でお確かめください。氏名、住所、電話番号を明記のうえ「見本紙を希望」と添えて、ファックスまたはEメールで当社までご連絡ください。



「禁止されている『おとり広告』『誇大広告』とは。」



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。



旅行会社が販売する旅行には形がなく見ることもできず、またお客様は、事前に旅行商品を手に取りお試しをしてから購入することもできません。そこで、お客様は事実上、旅行会社が作った募集広告を旅行商品そのものとみなし、広告内容を吟味し信用し安心して旅行商品を購入しています。ところがその広告が虚偽であったり、また、景品表示法（以下「景表法」）で禁止されている「おとり広告」であった場合には、その旅行会社、いや旅行業界全体に対する信頼を失ってしまうことになりかねます。実際に本年7月27日、消費者庁は大手IT会社の広告が「おとり広告」に該当したとして措置命令を出しました。また、旅行業界でも、ある旅行会社が作った「募集広告」が、「おとり広告」に該当するとして旅行業公正協議会より措置が行われました。そこで、今回はこの「おとり広告」や「誇大広告」についてQ&A方式で述べてみたいと思います。

Q.1 旅行会社の「おとり広告」とはどんな広告ですか？
またどんな法律でこれを禁止しているのですか？

A.1

インターネットのサイトやパンフレット及び新聞広告等で告知した旅行商品や旅行サービスが実際には購入できないものであるにもかかわらず、消費者にこれを購入できると誤認されるおそれのある表示のことを「おとり広告」といいます。

そして、「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）」第5条第3号により、「おとり広告」に該当する表示をしてはならない、と定められています。

また、消費者庁・公正取引委員会より認定を受けた「募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）」第13条でも「おとり広告」をしてはならない、と定められています。

Q.2 典型的な例として、A社が、募集型企画旅行の旅程や旅行代金を募集広告（パンフレット）に表示し、その旅行に参加するお客様を募集していたとします。

しかし、A社は、この旅行は手配が不能であることから、お客様が購入できない旅行であることを認識していたとします。

この様な状況にもかかわらず、この「募集広告」をそのまま使い続け、かつ、お客様の募集を続けていたときには、この「募集広告」自体が「おとり広告」になってしまうということですか？

A.2

その通りです。

この場合、A社の旅行に参加できる（この旅行を購入できる）と誤認をし、申込んできたお客様に対し、A社は、自社が実施する他の旅行の購入を誘導することがあるようですがA社の「募集広告」は明らかに「おとり広告」です。

なお、たとえ、他の旅行の購入に誘導しなくても、もともと、購入不可能な旅行についての「募集広告」を作り、その募集広告を継続して使いつづけているときは、その「募集広告」自体が法律や規約で禁止している「おとり広告」になってしまいます。

Q.3 他には、どのような表示が「おとり広告」になってしまうのですか？具体的な事例を挙げて説明をお願いします。

A.3

他には、以下のような4つの事例が「おとり広告」に該当する具体的な例として、表示規約運用基準第7ー(1)から同7ー(4)にて定められています。

(1)募集広告の時点において募集人員が満員に達しているのに、その旨の表示が明瞭になされていない場合（広告）

(2)旅行参加者について、募集人員が著しく限定されている場合又は性別、年齢、資格、技能等の条件を定めている場合において、その条件の表示がなされていない場合（広告）

(3)募集広告の募集型企画旅行について、取引条件の説明を拒む場合又は当該旅行の難点をことさら指摘し申込者が希望しない他の旅行を契約するように求める場合（広告）

(4)募集広告の募集型企画旅行について、架空の最少催行人員を表示している場合（広告）



全旅協保険 NEWS

ご加入手続きは契約エントリーシステムから簡単にできます。
24時間365日ご利用いただくことができます。

「安心」への思いをカタチにしました!!

全旅協旅行災害補償制度

[取扱保険会社]

■損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ■三井住友海上火災保険株式会社
■AIU損害保険株式会社 ■東京海上日動火災保険株式会社

①旅行特別補償責任保険(企画旅行)

旅行参加者のケガなどに対して旅行会社が標準旅行業約款特別補償規程に基づき支払うべき見舞金を補償します。

②国内旅行傷害保険

旅行参加者の旅行中のケガを補償します。

③旅行事故対策費用保険

旅行参加中のケガによる死亡や7日以上入院等の重大な事故の際に旅行会社が負担する被災者家族の旅費などの費用を補償します。

④全旅協見舞金制度(病気死亡)

損害保険では支払われない旅行参加者の旅行中の病気死亡も補償します。

①旅行の集合前・解散後まで”ドア to ドア”で補償

②全旅協の包括契約ならではの独自の広い補償内容

③加入手続きはインターネットで簡単、掛金は後払い

④わかりやすい旅行参加者向けの説明資料(お客様控え)がアウトプット可能

ご利用は、「契約エントリーシステム」をクリック!

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅●保険 株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704 FAX.03-6272-9714 <http://tbstokyo.co.jp/>



平成28年度主要旅行業者の旅行取扱状況年度総計（速報） （平成28年4月分～平成29年3月分）

- 海外旅行の対前年度比は、2.4%減
- 外国人旅行の対前年度比は、14.0%増
- 国内旅行の対前年度比は、3.1%減
- 総取扱額の対前年度比は、2.3%減

【旅行会社からの聞き取り】

前頁より

Q.4 旅行業法で禁止されている「誇大広告」とは、どんな広告ですか？

A.4

旅行業法で定められている「旅行に関するサービス内容」や、契約規則で定められている「旅行代金」「旅行に関するサービスの品質」その他事項について、著しく事実と相違する表示、又は実際のものより著しく優良であり若しくは有利であると消費者を誤認させるような表示をした広告を「誇大広告」（景表法では「不当表示」）といいます。
そして、旅行業法や景表法では、このような広告をすることを禁止しています。（旅行業法第12条の8、景表法第5条1号及び同2号）

Q.5 「おとり広告」や「誇大広告」を行った旅行会社は誰からどのような制裁を受けることになるのでしょうか？

A.5

景表法に基づき、消費者庁による「不当表示」の差止命令や、莫大な課徴金納付命令等が課される可能性があります。
また、旅行業公正取引協議会の会員である旅行会社の場合は、最悪、同協議会による違約金納付命令や除名処分等の措置が課される可能性があります。
また、「誇大広告」を行った場合には、旅行業法に基づき観光庁による業務停止処分又は登録の取消に処せられる可能性があります。



Q.6 「募集広告」のあり方について、なぜ旅行業法や契約規則のみならず、景表法や表示規約等、多くの法令・規約で規制されているのですか？

A.6

旅行商品は、冒頭で述べた通り、形がなく目に見える商品ではありません。そのため旅行会社を作る「募集広告」自体が旅行商品であると解されます。
このため、募集広告の表示は、購入するお客様にとっては、各種誤認を招きやすく、お客様にとっての旅行取引の安全や旅行業務の取引の公正の維持が損なわれる懸念があります。
そこで、特に「募集広告」のあり方については、旅行会社や旅行業界の信頼を損ねないためにも、複数の法律や規約によって各種規制が成されているのです。



最後に、会員各社の皆様は、ぜひこの機会を通じて、関係法令・規約の理解を深め、「おとり広告」、「誇大広告」、「不当表示」とはならない「募集広告」の作成をお願いいたします。
今回は、具体的な「募集広告」の作成方法について説明します。

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら



車庫から羽田空港まで**5分**

関自旅1第158号

羽田空港交通株式会社



■JGALA2016

新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。



■マイクロ573



■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは 羽田空港交通株式会社
TEL 03-6423-8519 FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5 車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

●東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
●神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
●千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
【ホームページアドレス】<http://haneda-bus.com/>
【メールアドレス】info@haneda-bus.com



秋の味覚「松茸コース」イメージ

長野県長野市青木島乙53216
TEL 026(219)2077
FAX 026(219)5011
WEB <http://www.aquaf.com/>

■営業時間…17時〜22時 ランチ…11時30分〜14時
■定休日…水曜日 ■駐車場有り 45台
■交通のご案内…長野駅、川中島駅から約2km
■住所…〒381-2241
長野県長野市青木島乙53216

新登場
限定 ランチ 早松茸
（全10品、四、五〇〇円）
期間限定予約制
※月々金のランチのみ
※仕入れの都合により、一部内容を変更する場合があります。

秋の味覚「松茸料理」十品を
心ゆくまで楽しんでいただけます。
◆香染め 松茸と鶏肉のお浸し
◆土瓶蒸し 松茸 海老平 鶏 白身 銀杏 三ツ葉
◆炭火焼き 松茸 鶏肉 焼き
◆揚げ物 松茸と海老の揚げ物
◆蒸し物 松茸と鶏肉の炊き込み
◆小鍋 松茸と鶏肉の炊き込み
◆食卓 松茸ごはん
◆香の物 沢庵林檎酢 天竺
◆ドルチェ

秋の味覚のおもてなし
松茸コース（全10品、六、五〇〇円）
期間限定予約制
（税別）

長野県・長野市
本格懐石を伝統の味と斬新な食彩で
日本料理 悠善

添乗員泣かせ…

世界文化遺産・軍艦島 & 福江島

庄司 正昭

(しょうじ まさあき)

国士館大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。



添乗員泣かせの人気の観光地といえば、

- ①紅葉シーズンの京都… バスがまったく進まない。
- ②イタリア・ナポリ湾の青の洞窟… 海が荒れる時期は、ボートが入れない。
- ③大型バスの入場が規制される日の台湾の九份… 路線バスで移動させられる

などが有名ですが、最後の最後までヒヤヒヤさせられると言えば、今インバウンドでも注目度の高い長崎の軍艦島です。



軍艦島

軍艦島がコースに入っている長崎のツアーは特に人気が高く、催行率も高いのですが、風速5mを超えると、波高が0.5mを超えると、視程が500m以下のときは上陸できません。

最も添乗員泣かせなのは、長崎港を出る時は波も静かで全く問題がなくても、40分かけて軍艦島に近づくにつれ波が高くなり、「見学者が安全に下船できない」と船長が判断した時は上陸できないということです。

目の前に軍艦島があるのに上陸できない…これはツアーの満足度に大きな影響を与えます(上陸できないときは、島の周りをぐるっと1周するだけになってしまいます)。

今回は、そんな軍艦島とこの島に近く、リアス海岸など自然の景観に恵まれた福江島の添乗のポイントを説明します。

軍艦島

●115年の歴史

軍艦島は、長崎市高島町端島の俗称です。端島を北西から見たときの形が軍艦「土佐」に似ていることから、長崎日日新聞が1921年に軍艦島と明記したことから始まります。

もともとは草木のない水成岩の瀬に過ぎなかったこの小



軍艦島の護岸堤防

島で石炭が発見され、佐賀藩が採掘を行っていましたが、1890年に三菱合資会社の経営となり、海底炭鉱としての本格的な歴史がスタートします。出炭量の増加に比例して人口も増加し、1916年には日本初の鉄筋コンクリート造りの高層集合住宅が造られ、最盛期には当時の東京都の9倍もの人口密度に達したと言われています。

しかし、1960年以降はエネルギーの需要が石炭から石油に移ることで人口が激減し、1974年に閉山され無人島となりました。



日本初の鉄筋コンクリート造りの高層集合住宅

●島での暮らし

軍艦島の人気の秘密に、近代史を支えた歴史、朽ちゆく街の雰囲気に加え、最盛期には5千人以上の住民がひしめき合っていた島には、どのような暮らしがあったのか？ということがあります。

①テレビ、電話はあったのか？

- ・資料によると1958年のテレビの普及率はほぼ100%で、日本一だったとも言われています。
- ・家庭用電話は閉山時までなく、島外との連絡は郵便局の公衆電話を利用していました。

②自動車、自転車はあったのか？

- ・島自体の道が狭いため、大型車や普通車の通行が難しく、小型のオート三輪トラックや自転車が活躍していました。

③学校、病院、娯楽場、美容院はあったのか？

- ・本格的な病院(医師9名、看護婦14名)の医療体制が整備され、7階建ての小中学校、マンモスパート65号棟の屋上、海拔26メートルの高所には定員150名の保育所もあったそうです。

添乗員の派遣は 全国に12の拠点を持つ エコールインターナショナルに お任せください。

1978年創業、40年の歴史と全国12の拠点を持つネットワーク。信頼と実績の人材派遣会社がツアービジネスを力強くサポートします。また、インターネットを利用した**24時間稼働の無料システム「e-Call」**により、旅行会社様からの新規派遣依頼やアサイン状況の確認が出来ます。



詳しくはHPまで

エコールインターナショナル

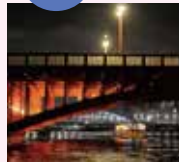
検索

株式会社 **E C O L E** INTERNATIONAL CO., LTD.

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル4階
TEL:03-3230-7081 FAX:03-3230-7082 mail:tokyo@ecole-international.jp

topics

“お台場吾妻橋航路”を新設!



品川駅近くの中金から乗船、お台場・隅田川を上り、浅草・スカイツリーそばの吾妻橋で下船というコースです。逆コースもOK。詳細はお問い合わせ。
注) 貸切船のみ。棧橋利用料5000円発生。



東京湾の夜景



椅子・テーブル式の船内



初夏・夏のいどり、小町プラン

東京都・品川区

屋形船 中金

季節によつて趣きが異なる東京湾を、江戸情緒あふれる屋形船で周遊。お台場やレインボーブリッジ・スカイツリーの夜景など東京を観光するにはぴったりです。隅田川でのお花見や夏の花火大会はもちろん、オールシーズン各種イベントにもご利用ください。食事は板前がつくる会席料理。2名様から乗船できる乗合船就航、無料送迎バスあり。

酒(冷燗、焼酎(麦芋)、サワー類、ワイン、ウイスキー、ソフトドリンクなど)

【料金】中金クルーズ10,800円(税込)、小町クルーズ14,040円(税込)、大町クルーズ16,200円(税込)、※3人とも飲み放題つき。松花堂ランチプラン7,560円(税込)、(ワドルリンクのみ) ※**各プランに寿司を付けること可、要相談。**(送迎バス) 20名様以上の貸切船へのサービスです。当店から15分圏内のホテルは往復します。詳細はお問い合わせください。

■交通のご案内…京浜東北線品川駅下車 徒歩3分
JR品川駅下車 徒歩10分
■住所…〒140-0002 東京都品川区東品川1-1-17
TEL 03(3471) 4531
FAX 03(3740) 4646
WEB <http://www.nakakin.com/>

お台場・スカイツリーコース
隅田川・スカイツリーコース(お花見クルーズ)

さくら橋
ことし橋
あずま橋
こまがた橋
うきや橋
くらえ橋
りょうごく橋
しんお橋
きよす橋
隅田川大橋
たいたい橋

ちゅうおう大橋
つくだ橋
みちどき橋

高島/新橋の川は
お台場
中 金
天王洲
アイランド



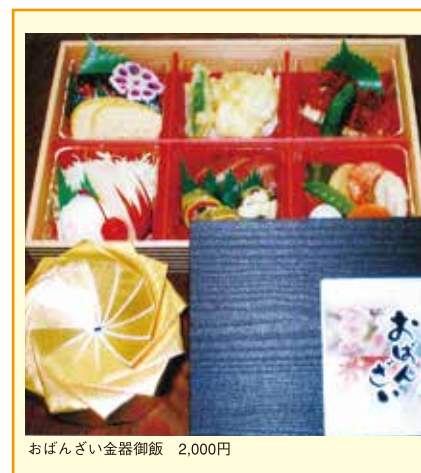
**徹底した安全・安心への取り組み
愛知のバスなら信頼の「つばさ交通」へ**



2016年1月
全旅クーポン
受入施設に登録

お問い合わせ・お申込みは
つばさ交通株式会社
〒444-0004 愛知県岡崎市保母町字下ノ野10-1
TEL 0564-55-2626
FAX 0564-55-2666

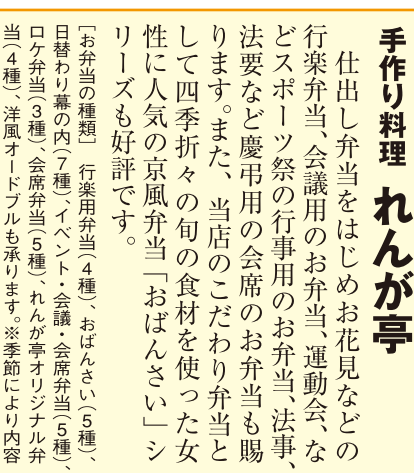
つばさ交通 **検索**



おばんざい金器御飯 2,000円



おばんざい山科 1,260円



松花堂幕の内 840円

大阪府・大阪市
**行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんざい」まで
手作り料理 れんが亭**

仕出し弁当をはじめお花見などの
行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、な
どスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、
法要など慶弔用の会席のお弁当も賜
ります。また、当店のこだわり弁当と
して四季折々の旬の食材を使った女
性に人気の京風弁当「おばんざい」シ
リーズも好評です。

「お弁当の種類」 行楽用弁当（4種）、おばんざい（5種）、
日替わり幕の内（7種）、イベント・会議・会席弁当（5種）、
ロケ弁当（3種）、会席弁当（5種）、れんが亭オリジナル弁
当（4種）、洋風オードブルも承ります。※季節により内容
等が変更する場合もございますのでお問合せください。

■営業時間… 8時～16時 ■定休日… 年中無休

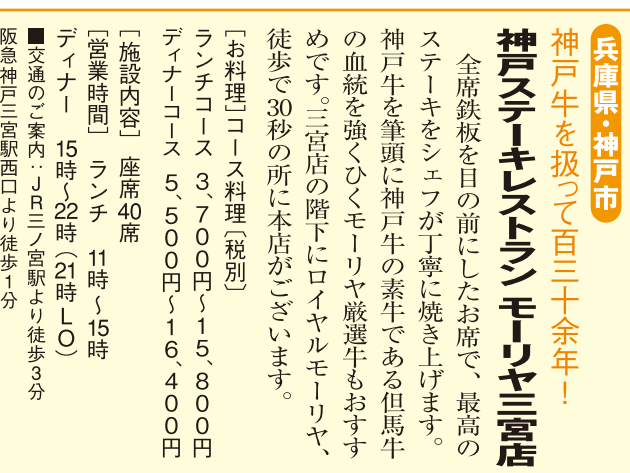
■住所… 〒556-0022
大阪府大阪市浪速区桜川3-5-16
フリーダイヤル 0120（377）668
TEL 06（6561）7766
FAX 06（6561）7766
WEB <http://www.bentou.jp>



モーリヤ厳選牛ステーキ



菊の紋章が神戸牛の証



最大40名様までご利用可

兵庫県・神戸市
**神戸牛を扱って百三十余年！
神戸ステーキレストランモーリヤ三宮店**

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高の
ステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。
神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛
の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすす
めです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、
徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理（税別）
ランチコース 3,700円～15,800円
ディナーコース 5,500円～16,400円

「施設内容」 座席40席
「営業時間」 ランチ 11時～15時
ディナー 15時～22時（21時LO）
■交通のご案内… JR三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分

■住所… 〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-19 第一岸ビル3F
TEL 078（321）1990
FAX 078（321）1995
WEB <http://www.moriya.co.jp>



**人と自然の素敵な出逢い
緑 風 バスの旅**

日本で最初のバスガイドの歴史を持つ亀の井バスが、
お客様ひとりひとりに
楽しい思い出が残る旅をお届けします。



貸切バスのお問い合わせは
営業部貸切課
TEL: **0977-25-1666** FAX: **0977-22-4181**
E-mail: kasikiri@kamenoi.nnr.co.jp

**全車、除菌バス対応
しています。**

亀の井バス株式会社
大分県別府市大字鶴見3825番地の1

前頁より

- ・ 娯楽施設としてはパチンコ場、映画館や2件の酒場、将棋会館、美容院などもありました。
- ④**飲料水、生活必需品はどのような状況だったのか？**
- ・ 各戸に水道が通り、飲料水用の真水の心配はありませんでしたが、トイレ、プール、総合事務所にあった共同浴場などは海水も利用されていました。
- ・ 島には会社経営の購買会と個人商店があり、生活必需品に困ることはありませんでしたが、行商船や定期便がシケで欠航となった時には手に入れることができず、連日缶詰料理だったそうです。
- ⑤**住民が亡くなったときの対応はどうしたのか…？**
- ・ 島内に火葬場と墓地はなかったため、自宅か島内唯一の寺院「泉福寺」で葬儀を済ませ、ご遺体は1km離れた中ノ島まで運びました。

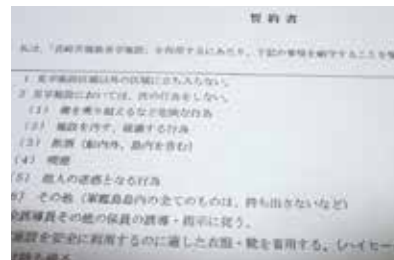


総合事務所

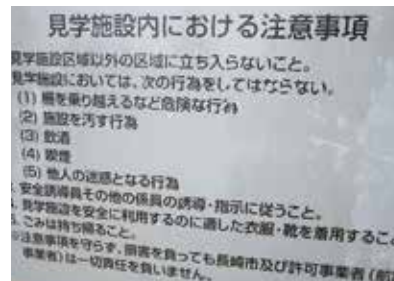
●見学時の注意点

軍艦島に上陸するためには、誓約書（サイン）をお客様に書いて頂きます。誓約書が必要な観光地というのも珍しいですが、これを船会社に提出しないと上陸の許可がありません。

誓約書の内容は、①見学施設区域以外の場所に立ち入らない。②喫煙、飲酒、施設を汚す行為の禁止。③安全誘導員その他の係員の指示に従う。④ゴミは持ち帰り、軍艦島内の全てのものは持ち出ししない。…などですが、これらは島内でも注意喚起看板



誓約書



軍艦島内の注意喚起看板

お客様に前もって特に確認しておきたいのは、島内にはトイレ、水、自動販売機はなく、雨が降った場合には傘がさせないので（風が強い日に誤って他人に怪我をさせても、救急車が呼べないため）、雨合羽が必要になるということです。（船内販売有り 200円）。また、観光時は自由な行動はできず、遊歩道を係員と係員の間に挟まれて進む形になります。

これらのことを事前にしっかりお伝えし、ご納得いただいたうえで無事上陸して観光することができれば、「ゆりかごから墓場までの生活の場」が凝縮内包された島を興味深く体験できます。

福江島

さて、「深い入り江が多い」…これが名前の由来となった五島列島の福江島は、年間平均気温が17℃と比較的暖かく、のどかな風景が続きます。

ガイドさんが「車が5台続いたら福江では渋滞です」と笑うほど車と信号が少なく、照葉樹林の代表的な樹木「椿」が数多く見られます。これは木が硬いので防風林としても使えたそうですが、福江島の椿の実は、某有名メーカーのシャンプーの原料として使われているそうです。





福江島の椿

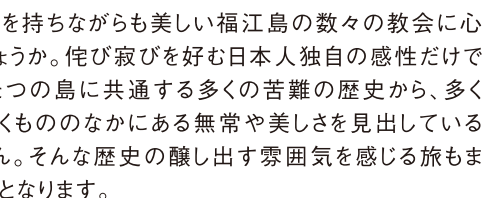
島を代表する観光地に「堂崎天主堂」があります。この教会は、江戸時代からのキリスト教禁止令廃止以降、五島列島に最初に建てられた聖堂で、現在はこの堂崎天主堂の他、クリシタン資料館、クリシタン記念庭園の設備を見学することも可能です。

この教会は、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産リストには入っていません。「こんなに素晴らしい教会なのに、なぜ入らないの…?!」

一説によると、トイレが教会の形をしているが故に、「祈りの場をトイレとは何事か…」ということで候補から外れたとも言われています。

なぜ、人々は軍艦島に惹かれるのでしょうか。弾圧された歴史を持ちながらも美しい福江島の数々の教会に心打たれるのでしょうか。侘び寂びを好む日本人独自の感性だけではなく、このふたつの島に共通する多くの苦難の歴史から、多くの人は、滅びゆくもののなかにある無常や美しさを見出しているのかもしれませんが。そんな歴史の醸し出す雰囲気を感じる旅もまた心に残るものとなります。

堂崎天主堂のトイレ



集中連載 第⑥回(最終回)
地球ウォッチャーズ ―気象友の会― 通信

「旅行の大敵でもある台風とうまく付き合う方法」

プロフィール

1946年 京都市で生まれる。／1972年 京都大学理学研究科修士課程を修了。／1973年 大阪管区気象台観測課に採用。その後、気象庁予報部電子計算室技官、気象研究所台風研究部主任研究官、気象庁予報部太平洋台風センター所長、札幌管区気象台長、大阪管区気象台長などを歴任。／2007年 地球環境・海洋部長で気象庁を退職。／2009年 佐賀大学講師。／2015年 現職。
主な著書は「台風の科学(NHKブックス)」、「気象科学事典(日本気象学会編、東京書籍、編集委員)」、「新版気象ハンドブック(朝倉書店、共著)」など

大西 晴夫

(おにおし はるお)

一般社団法人日本気象予報士会 代表理事 会長
気象友の会 理事



地球ウォッチャーズ―気象友の会―は、気象、地震、火山などに関心のある方々が集い、地球環境や防災への関心を高める団体です。気象友の会の理事を務めておられる一般社団法人日本気象予報士会 代表理事 会長の大西晴夫さんに、「天気と旅」に関するエッセーを連載していただきました。今回が最終回となります。



奄美大島に接近する平成29年台風第5号(8月4日7時):気象庁提供

日本に住んでいる人で、台風に出会ったことがないという人は、まず、いないでしょう。日本国内では、北海道も含めて台風の影響を受けない地域はありません。
正確には、「熱帯や亜熱帯で発生し、秒速17m以上の風を伴うようになった低気圧」です。台風の中心付近では、強い上昇気流となっているために雲がどんどん作られ、そのときに放出される「凝結熱(小・中学校で習った理科を思い出してください)」をエネルギー源として台風は発達します。こういう言い方では分かり難いかも知れません。別の言い方をすれば、どんどん熱が出ると空気が膨張して軽くなります。地上気圧は上空の空気の重さですので、軽い空気が上空にいっぱいあると、地上気圧がどんどん低くなります。つまり、台風の中心気圧がどんどん低くなるのです。
したがって、台風は暖かくて湿った空気が大好きで、熱帯の海の上で発生し、そこを「揺りかご」として遅く育ちます。台風が冷たい海の上や中国大陸などに上陸するとたちまち弱まってしまうのも、そこでは水蒸気が少なくなるためです。

図1は1951年から昨年(2016年)までの期間について、年間の台風の発生数、日本への接近数、日本への上陸数をまとめたものです。ここで「日本への接近」とは、離島を含む日本の領土から300km以内に台風の中心が近づいたことをいい、「日本への上陸」とは、北海道、本州、四国、九州のいずれかに台風の中心が到達したことをいいます。接近数と上陸数には大きな経年変化の傾向はありませんが、発生数は20～25年程度の周期で増減を繰り返しながら、全体としては減少傾向にあるように見えます。

気象庁では、いろいろな気象要素について、「平年値」というものを決めています。現在用いられている平年値は、1981年から2010年までの30年間の平均値です。平年値は10年ごとに再計算され、次の改定は2021年に行われます。現在用いられている台風発生数、接近数、上陸数の平年値は、それぞれ、25.6個、11.4個、2.7個です。図2には平年値で見た台風発生・接近・上陸数を月別に示します。8月が最多で、9月、7月がこれに次いで多くなっています。接近のピークは、沖縄では早めで北海道では遅めとなりますが、大きな違いはありません。

図3は気象庁が発表している台風進路予報の誤差の年変化です。1982年から昨年までの期間について、実際の台風中心と予報中心のずれをkm単位で示します。1982年には1日先までの進路予報しか行っていませんでしたが、その後、1988年からは2日予報が、1997年には3日予報が、2009年からは4日、5日予報が開始されました。現在の3日先の予報は、30年前の1日先の予報と同程度の精度です。

台風の影響を一番受けるのは交通関係で、中でも航空機の運航は欠航が相次ぐなど大きな影響が出ます。国土交通省が公表している2016年度の民間主要航空会社11社の「国内輸送実績」によると、天候を理由とする欠航は9,258便で、運航予定便数に対する割合は1.28%となっています。また、天候を理由として出発が予定時刻より15分を超えて遅延した便は78,339便で、運航便数に対する割合では10.93%となっています。欠航や遅延の原因となる悪天候は、台風の他にも大雪や発達した低気圧による強風なども考えられますが、欠航となるのは台風が原因であることが大多数です。



図1 台風の発生数、接近数、上陸数

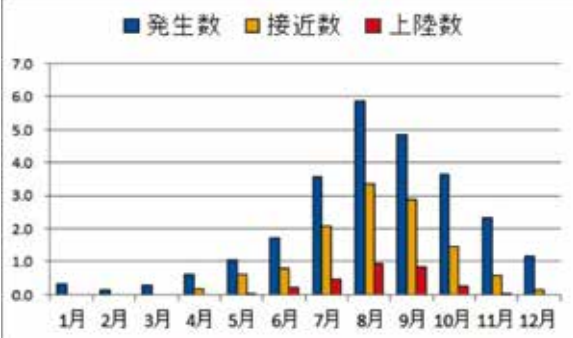


図2 月別台風発生数、接近数、上陸数



図3 気象庁発表の台風進路予報誤差(単位:km)

安全・安心でより快適に、 旅するよろこびを、一人でも多くの方へ

多彩な車両ラインナップで皆様のご利用をお待ちしています。





ハイデッカー観光バス49人乗り(内補助席9席)

主な装備品

- トイレ
- テレビ
- DVD/CD
- 冷蔵庫
- 湯沸器

フリーWi-Fi利用可能な車両もあります。



小型観光バス23人乗り
(内補助席7席・車椅子2席を含む)

主な装備品

- テレビ
- DVD/CD

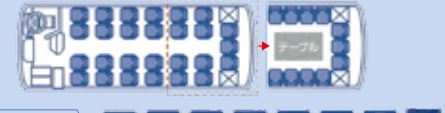
車椅子対応福祉車両



スーパーハイデッカー観光バス53人乗り(内補助席8席)

主な装備品

- テレビ
- DVD/CD
- カラオケ
- 冷蔵庫
- 湯沸器
- FreeWi-Fi



ハイデッカー中型観光バス27人乗り

主な装備品

- サロン
- テレビ
- DVD/CD
- 冷蔵庫
- 湯沸器
- FreeWi-Fi
- USB電源
- カラオケ

お問い合わせ

西日本ジェイアールバスサービス株式会社
〒554-0033 大阪市此花区北港 1-3-23
TEL:06-6485-7700

ホームページアドレス

<http://www.wjbs.co.jp/>



豪快!まな板盛り



かにづくし



かにフルコース



幅6メートルの巨大なかに看板が目印!



かに一杯付お昼ま

島根県・松江市 海鮮問屋 博多
新鮮料理が人気の地元でも評判の繁盛店!!

巨大かに看板が目印。一年中かに料理が味わえると地元でも絶大な人気を誇る「海鮮問屋 博多」。かに料理、海鮮料理を中心にお肉料理や旬の食材を使った季節料理などメニューもバラエティ豊か。名物ランチ「お昼ま」は美味しさと驚きのボリュームが好評です。店内は座敷個室が中心となっております。ゆつくりとお料理を楽しめます。

「ランチ」※4月～10月、11月、3月、松葉かにお昼まかに鯛うにより選べます。1,680円
かに「杯付お昼ま」かに鯛うに 3,300円
「コース」
おまかせまな板盛りフルコース 4,000円
かにづくし 6,800円
かにフルコース 7,800円
■席数…個室2、80名様、200名様収容。
■営業時間…11時30分～14時 17時～23時
■大型バスOK
■交通のご案内…JR松江駅から300m(徒歩約8分)
■住所…〒690-0006 島根県松江市伊勢宮町5-17
TEL 0852(28)7000
FAX 0852(28)7100
WEB <http://www.hakata-jp.com>

1868▶2017 新しい出会いはいつも港からはじまった

神戸開港150年

神戸港は、天然の良港として、古くから大陸や朝鮮半島との交易拠点として賑い、1868（慶応3）年に開港した後、国際貿易港として日本の生活や産業の基盤を支え続けています。

現在では日本のほぼ中心に位置し、世界の海運のメインルート上にもあることから、多くの国際定期航路網を持ち、瀬戸内を中心とした西日本の各港とも充実した内航航路網で結ばれています。

ジャズやコーヒー、映画に牛肉まで新しい文化との出会いは港から始まりました。

今回は開港150年で盛りあがる神戸で素敵な出会いを求めて特集します。



華やかな洋風の佇まいとスタイリッシュな和食の絶妙な出会い
西村屋 ダイニング (078)230-3330
 兵庫県神戸市中央区御幸通 8-1-6 神戸国際会館 10階

旧居留地にふさわしいノスタルジックな店内で、点心や会席を…
西村屋 元町茶寮 (078)333-2005
 兵庫県神戸市中央区明石町 40 大丸神戸店レストラン街 9階

緑の庭を眺めながら昼は御膳、夜は杯をかたむけつつ、お食事を…
西村屋 和楽 (078) 811-2234
 兵庫県神戸市東灘区御影山手 1-2-10 御影ガーデンシティ 1階

姫路城のおひざもとで、日本のおもてなしを心ゆくまで…
西村屋 白鷺館 (079)285-3939
 兵庫県姫路市十二所前町 23

海鮮や豆腐を中心とした料理と国産ワインや地酒が楽しめる
居酒屋 千人代官 酒居 (078)326-7666
 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-10-1 さんちか味ののれん街



神戸・姫路・芦屋での、
 団体様のお食事は西村屋へ

至福のかに料理や、自然の恵みを織り込んだ心と体に優しい日本料理
西村屋 和味旬彩 (078)232-3663
 兵庫県神戸市中央区磯上通 7-1-20

厳選した牛肉をしゃぶしゃぶ、すき焼き、旬の味覚と組合わせた懐石など様々なお仕立て
西村屋 たじま路 (078)291-0246
 兵庫県神戸市中央区磯上通 7-1-20

閑静な御影の地で四季折々の自然の恵みを一品一品に丹精込めてお届け
西村屋 花みかげ (078)822-1777
 兵庫県神戸市東灘区御影山手 1-2-10 御影ガーデンシティ 2階

四季折々の旬の味覚をなごやかにお楽しみ下さい
西村屋 芦屋店 (0797)25-5060
 兵庫県芦屋市船戸町 1-31 モンテメールビル本館5階

趣向を凝らした三つの代官屋敷で楽しむ兵庫五国の味めぐり
居酒屋 千人代官 本店 (078)232-3355
 兵庫県神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビルB1階

アスレチックで遊んだり、秋には芸術を楽しんだり、冬にはスキーも！まるごと六甲山を楽しもう！

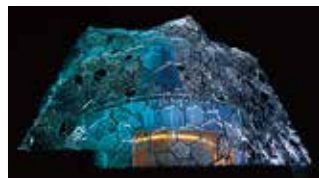
六甲ガーデンテラス・
 自然体感展望台 六甲枝垂れ
 1000万ドルの夜景が楽しめる日本有数の眺望スポット。

六甲オルゴールミュージアム
 オルゴール等自動演奏楽器の演奏が楽しめます。

六甲高山植物園
 高山帯に咲く約1500種の四季折々の植物に出会えます。

六甲山カンツリーハウス
 パターゴルフや釣りなど自然を生かした遊び場が盛りだくさん。

六甲山フィールド・アスレチック
 自然豊かなフィールドを活かした本格的アスレチック。



天覧台・TENRAN CAFE
 大阪平野から和歌山までワイドに広がる景色が一望。

六甲ケーブル
 レトロ&クラシックなケーブルカーで山上へGO!

《期間限定》
 六甲ミーツ・アート 芸術散歩(秋季)
 六甲山の土地柄や景観をいかした現代アートの展覧会です。

六甲山スノーパーク(冬季)
 ビギナーから上級者の足ならしにも最適なゲレンデ!

■詳しくはホームページへ
 まるごと六甲山を楽しもう
Rokkasan.com

【お問合せ】六甲山観光株式会社 TEL:078-894-2071 FAX:078-894-2088 〒657-0101 神戸市灘区六甲山町一ヶ谷1-32 <http://www.rokkosan.com> 六甲山 検索

前頁より

台風の影響を受ける頻度を詳しく見るために、全国157地点の地方気象台等と測候所（現在は特別地域気象観測所）での台風の「年間接近時間数」を調べてみました。台風の中心がその地点からある距離以内に近づく時間が、1年間に何時間あるかを数えるのです。計算には気象庁が管理している1951年以降の台風のデータベースを用い、各地点での接近時間数の平年値（1981年～2010年の30年平均）を算出しました。気象庁のデータベースは6時間おきであるため、その間を内挿して1時間ごとの中心位置を決め、接近距離として100km以内と300km以内となった時間数をそれぞれ算出しました。図4はそれを地図上にプロットしたものです。100km以内に近づいた時間数を大きな図で示し、300km以内に近づいた時間数を左上の小さな図で示します。

300km以内の図で分かることは、南ほど接近時間が長く、北に行くほど短くなっていることです。全国の最長は石垣島の102.3時間で、宮古島の100.8時間がこれに続きます。那覇は91.1時間です。一方、全国最短は稚内で、わずかに2.3時間となっています。台風中心が300km以内にあるということは、台風の直接的な影響を受け始める距離で、航空便の欠航などの影響が広がります。

100km以内の図ではより詳細な台風の接近特性を見ることができます。台風中心が100km以内を通過するという事は、ほとんど直撃と言っても良いでしょう。全国で最も接近時間数が大きいのは沖縄本島と宮古島の間の海域で、13時間を超えています。この海域から離れるほど時間数は小さくなり、鹿児島で5.0時間となっており、本州の南岸地域では4時間程度です。四国と九州の間の日向灘周辺では、同じ緯度の他の地点よりも接近時間数が大きくなっており、日向灘が台風の通り道になっていることが分かります。北陸地方から北の日本海側では接近時間数が小さくなり、東北地方から北の地域では接近時間数がぐっと小さくなり、北海道の道央からオホーツク海沿岸地域では1時間以下と、台風の直撃は非常にまれである地域であることが分かります。全国最小は旭川の0.33時間で、稚内の0.37時間がこれに次ぎます。ここで示したのは経路から算出した接近時間数の平年値であり、台風の強さは全く考慮していません。また、台風の特性は毎年変化しますから、あくまで統計的な資料としてご覧ください。とはいえ、接近時間数が大きな地域にお出かけの時には、台風に遭遇した時の対処方策なども念頭に置いて旅行計画を立てられると良いでしょう。

台風の中心が近くを通過した地域では、強風や大雨で大きな被害が出ます。1959年の伊勢湾台風では、主として高潮によって5000人以上の死者・行方不明者が出ました。伊勢湾台風を契機として日本の防災対策の見直しが行われ、今では台風でこのように多くの方が亡くなることはなくなりましたが、残念ながら近年でも1個の台風により数十名の方が亡くなるということも繰り返されています。局地的な豪雨に比べて台風の予報は精度よく行えます。早めに避難計画を立てたり、旅行日程の変更を行ったりして台風に備えましょう。

ここまでは台風を災害の原因として見てきましたが、日本にとって台風が重要な水資源であることも忘れてはなりません。雷雨などで記録的な雨が降ったとしても、降水面積が狭いため総降水量としてはあまり大きな値になりません。一方、台風の場合には強い雨を広い範囲に降らせるので、総雨量が100億トンを超えることも珍しくありません。湖底が見えるほどに干上がったダムが、台風通過で満水状態に復活することもあります。台風の有難みにも感謝するなど、台風とうまく付き合っていきたいものです。

地球ウォッチャーズ ―気象友の会― とは

「気象・海洋・地震・火山」など地球をとりまく自然現象に関心のある方々が集う会です。

会員相互の親睦や気象庁との交流を通じて、気象知識の向上や、地球環境への関心と防災への意識を高めることを目指しています。

ご入会いただきますと、施設見学会や気象庁の講演会へご招待、「会報」や「広報室便り」をお届けします。

また気象資料や冊子をプレゼントします。

くわしくはホームページをご覧ください。

気象友の会

検索

気象友の会HP：<http://www.e-watcherstomo.com/>



地球ウォッチャーズ―気象友の会―におかれましては6回にわたり連載をご提供いただきありがとうございました。「天気と旅」に関する貴重なテーマをご執筆いただきました気象キャスターであり気象友の会理事の藤森様、(一社)日本気象予報士会代表理事であり気象友の会理事の大西様、日本気象予報士会、そして(一財)日本気象協会及び気象友の会のご協力に御礼を申し上げます。(編集部)

平成29年6月・7月 正会員退会者

● 平成29年6月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
栃木県 3-638	トラベルエイコー	高島 榮子
埼玉県 2-379	(株)埼玉国内旅行サービス	蓮見 英子
東京都 3-5906	(株)エイ・アール・ツアーズ	新井二三雄
東京都 2-5916	ラジカルボイス(株)	川辺 浩克
東京都 2-6524	(株)ウイサーブ	宗像敬一郎
東京都 3-6535	(株)セカンドキャメル	林垣 恵太
東京都 3-7192	旭日国際(株)	任 龍華
長野県 3-497	(一社)千曲市観光協会	武井音兵衛
富山県 3-286	クローバー交通(株)	山田 真功
岡山県 2-363	立間旅行サービス	立間 義人
愛媛県 3-191	(株)来島	村上 秀人

● 平成29年7月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
栃木県 2-678	(株)ロイヤルコーポレーションジャパン	前澤 秀樹
東京都 3-3195	村山運送(株)	関谷 貴幸
東京都 3-7144	CTコマース(株)	杉本 敦子
長野県 3-58	松葉観光社	松葉 邦男
福井県 3-136	森田旅行センター	前田 久
京都府 3-653	(合同)京都まちづくり交通研究所	宇津 克美
兵庫県 3-384	(株)ニュー神戸旅行社	藤本 正男
大分県 3-89	(有)由布院温泉観光案内所	桑野 和泉
鹿児島県 3-147	(有)トラベルワーク	武田 悟

平成29年6月・7月 正会員入会者

● 平成29年6月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H29.06.09 H29.06.19	北海道 地-719	TAIGA(株)	ロジャーズキスモーガン	H29.02.17 H29.06.12	愛知県 3-1422	(株)ツーリストラボ	宮川 幹生
H29.06.06 H29.06.06	青森県 3-155	(株)また旅くらぶ	高木まゆみ	H29.06.07 H29.06.12	愛知県 2-1430	名鉄知多タクシー(株)	藤田 重記
H29.06.14 H29.06.26	岩手県 3-234	岩手東部観光(株)	佐々木順一	H29.06.13 H29.06.21	愛知県 3-1432	恒徳(株)	王 宝徳
H29.06.14 H29.06.16	福島県 3-361	(株) f'sぽけっと	齋藤久美子	H17.07.15 H29.06.12	三重県 3-297	コスモス観光	堀岡 孝
H29.06.20 H29.06.29	福島県 2-362	(公財)福島県観光物産交流協会	高荒 昌展	H29.06.01 H29.06.15	滋賀県 3-258	(株)トラプロ・ジャパン	前田 順治
H29.06.14 H29.06.14	福島県 2-363	(株)ハーファタイムトラベル	内藤 弘一	H29.06.06 H29.06.09	京都府 2-694	(一社)京都山城地域振興社	脇 博一
H29.06.08 H29.06.15	栃木県 3-711	(一社)那須塩原市観光局	木下 昭彦	H29.06.06 H29.06.08	京都府 2-696	(一社)森の京都地域振興社	渡邊 晃
H29.06.14 H29.06.21	群馬県 3-501	(有)トラベルサロン	福島 孝	H29.06.21 H29.06.21	大阪府 3-2898	アクロスツアーズ	高橋 淳史
H24.03.07 H29.06.12	埼玉県 3-1100	中田商会(株)	中田 博三	H28.11.01 H29.06.12	奈良県 3-210	(株)ジャバントラベル	中森 里美
H29.05.26 H29.06.06	千葉県 地-967	千葉都市モノレール(株)	三橋 晴史	H29.05.30 H29.06.08	岡山県 3-389	(有)ピオーネ交通	森畝 弘
H13.06.21 H29.06.12	東京都 2-5018	アメガジャパン(株)	渋谷 三雄	H19.12.14 H29.06.12	広島県 3-373	(株)ユーエムエス	小野 慎治
H28.01.07 H29.06.12	東京都 3-7074	(株)とびら	根垣 昂平	H29.06.05 H29.06.09	広島県 地-427	(株)シーズントラベル	山下有美子
H29.03.23 H29.06.12	東京都 2-7330	大江戸温泉物語(株)	森田 満昌	H29.06.05 H29.06.07	広島県 地-428	(一社)神石高原町観光協会	兼定 吉輝
H29.06.29 H29.06.30	東京都 2-7389	創世紀(株)	豊田 佳	H29.06.06 H29.06.07	愛媛県 3-199	(株)しまなみ	村上 秀人
H29.06.15 H29.06.20	神奈川県 3-1093	オネスト・スカイ(株)	林 健華	H29.06.19 H29.06.20	愛媛県 2-200	(一社)愛媛県観光物産協会	佐伯 要
H29.06.28 H29.06.30	神奈川県 3-1094	DX Support	外池 宏明	H04.02.01 H29.06.12	福岡県 3-337	(株)ドーエイ	笹原 直樹
H20.02.05 H29.06.12	新潟県 3-346	(株)アルゴナフト	菅原 専	H29.06.09 H29.06.12	福岡県 3-869	(株)メディアース・ジャパン	難波 夏樹
H29.06.19 H29.06.28	新潟県 3-412	哈爾濱招商国際旅行社有限责任公司日本支店	朱 鵬	H13.10.24 H29.06.12	大分県 3-148	(有)サンライズトラベル	高堂 哲朗
H29.06.13 H29.06.16	富山県 2-299	(株)金太郎温泉	木下 荘司	H29.06.01 H29.06.08	大分県 2-210	(一社)豊の国千年ロマン観光圏	田北 浩司
H29.05.31 H29.06.07	福井県 地-230	勝山市観光まちづくり(株)	荒井 由泰	H29.06.08 S45.08.31	栃木県 3-712※	のむら観光	野村 朋生
H29.06.08 H29.06.12	岐阜県 3-340	ワンステップツアー	山本 規雄	H29.06.06 H14.10.10	山梨県 2-307※	柳原観光トラベル	柳原 一
H29.06.26 H29.06.27	静岡県 3-656	シンフジハイヤー(株)	三澤 賢治	H29.05.31 S55.03.25	福井県 3-229※	ワールド観光	荒井 信夫
H28.11.30 H29.06.12	愛知県 3-1420	(株)ディスカバリートラベル	山田 晃裕	H29.06.14 H15.05.26	静岡県 3-655※	(株)東亜ツーリスト	岡村 義之

● 平成29年7月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者	登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H29.04.10 H29.07.27	北海道 2-715	(株)テーオーデパート	和泉日路志	H29.07.20 H29.07.31	東京都 3-7407	青和観光(株)	青木 茂
H29.07.24 H29.07.27	北海道 2-720	北都交通(株)	渡邊 克仁	H22.12.28 H29.07.27	神奈川県 3-971	秦野交通(株)	佐藤 彰洋
H29.07.24 H29.07.27	岩手県 2-235	(株)安比トラベル	黒澤 洋史	H29.07.04 H29.07.27	神奈川県 3-1096	イースタン企画(株)	松尾 高明
H29.07.25 H29.07.27	秋田県 3-142	思い出工房	小田島広仁	H28.07.12 H29.07.27	長野県 2-578	八方尾根開発(株)	倉田 保緒
H29.07.05 H29.07.18	千葉県 3-970	(一社)船橋市観光協会	大野 一敏	H29.06.21 H29.07.14	石川県 地-280	(株)デープラス	林 敬翔
H28.10.13 H29.07.27	東京都 3-7244	安鑫国際(株)	余 賢彬	H29.07.25 H29.07.28	三重県 3-369	勢の國交通(株)	甲藤 實
H29.06.29 H29.07.07	東京都 3-7392	(株)JOINT ONE	嶋田真理香	H29.07.04 H29.07.10	京都府 3-698	宸三(株)	中釜 辰三
H29.06.29 H29.07.03	東京都 2-7393	Ks東京トレーディング(株)	ハジリ・クリファ	H29.07.06 H29.07.11	京都府 3-699	(一社)ピッコロ	樋口 敏文
H29.06.29 H29.07.05	東京都 3-7394	ケイジェイ・アソシエイツ(株)	柿沼 康浩	H29.02.07 H29.07.27	大阪府 3-2872	(株)URZ INTERNATIONAL	木村 好克
H29.06.29 H29.07.07	東京都 2-7395	(株)ボックスツアー	日向 敏之	H29.07.04 H29.07.07	大阪府 2-2901	(株)Joe Alliance	徐 光一
H29.07.06 H29.07.07	東京都 3-7397	(株)ウィン	周 立斌	H29.07.18 H29.07.31	岡山県 地-391	(株)ホテルグランヴィア岡山	森本 昌弘
H29.07.06 H29.07.10	東京都 3-7398	チャイナ・ストラテジー・パートナーズ(株)	松川 英樹	H29.07.01 H29.07.05	大分県 地-211	(一社)由布市まちづくり観光局	桑野 和泉
H29.07.06 H29.07.11	東京都 3-7399	M.E.G.トラベル(株)	兵藤 恵	H27.09.14 H29.07.27	沖縄県 地-357	(株)南星紀行	伊志嶺浩明
H29.07.13 H29.07.21	東京都 3-7402	(合同)SENKYU	レヅィ・ルノー	H29.07.04 H19.06.01	千葉県 3-969※	太平洋トラベル	川添 秋如

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(公財)は公益財団法人、(一社)は一般社団法人、(合同)は合同会社、の略称を示す。

熊本県・黒川温泉

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿
湯峡の響き 優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびつきの湯絵巻をお楽しみ下さい。

「お部屋」和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につづき、本館「灯小路」がオープンいたしました。
●チェックイン／15時 チェックアウト／10時和30／洋2／和洋21／その他2
「お料理」山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処 タ・朝食／部屋または食事処
「その他特色」黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

■料金 1泊2食サ・税込(大人1名)
平日・休日 休前日
1室5名 16,950円 17,950円
1室4名 16,950円 17,950円
1室3名 16,950円 17,950円
1室2名 19,050円 20,050円
※小学生は大人料金50%、
※[特]12/31～1/3
※1室利用人数2名～5名
■交通のご案内…大分自動車道日田ICより50km
■住所…〒869-2402 熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL 0967(44)0111
FAX 0967(44)0115
WEB <http://www.yusai.com/>



外観



溪流の湯



灯小路へのアプローチ



本館和室



「竹林の湯」大浴場

メール送信型カード決済サービス 全旅ペイメントサービス

手数料
クレジット決済も
コンビニ決済も
Pay-easy決済も
1.30%

¥0 費用
導入に必要な初期費用
月額固定費用・従量費用
のこれらすべてが
無料

非対面
インターネットから
必要な情報を入力するだけ
代理店へ行かずに
らくらく決済

メリット1 低い決済手数料率

通常の決済手数料率はおよそ2.00～3.00%です。
今回、全旅からご案内する決済手数料率は
わずか『1.30%』。
全旅ならではの組織力で、好条件が実現致しました。
他社では真似できない決済手数料率です。



決済手数料率	
市価(目安)	全旅ペイメント
2.00～3.00%	1.30%

メリット2 低い決済手数料率

『メール送信型決済』は、お客様がご来店しても、しなくても、いつでも、どこでもお支払が可能となる、旅行業に適した大変便利な決済方法です。
また、直接、決済処理代行会社と契約すると、決済処理費用(目安として[初期費用※]10万円程度、[月額固定費用]1万円程度、[従量費用]20円程度/件)が発生しますが、全旅ペイメントにご加入の皆様には、これらの費用の全てが『無料』でお取扱いいただけます。



決済処理費用	
市価(目安)	全旅ペイメント
初期費用※	10万円
月額固定費用	1万円
従量費用	20円/件

※カート型決済への対応も可能です
(ただし、初期費用は別途お見積りが必要)

【お問合先】株式会社 全旅 TEL 03-5250-7856 FAX03-5250-2036

全国共通お食事券 ジェフグルメカード

ジェフグルメカード(全国共通お食事券)は、
全国の約3万5000店の飲食店で利用できるギフト券です。

様々な場面にご提案いただけます！

- ① ご旅行の自由行動時のお食事券として
- ② 企業の福利厚生用として(永年勤続表彰など)
- ③ 謝礼や贈答として(様々な謝礼や贈答など)
- ④ キャンペーン賞品として(顧客・法人向けに)

額面500円/1枚が...[NET]485円/1枚

こちらのステッカーの貼ってある
店舗でご利用いただけます。



主要加盟店



【お申込先】 <http://business.zenryomall.com>



全旅クーポン会 正会員 入会条件変更のご案内

入会条件が

保証金(20万円～) + 連帯保証人(原則代表者1名)
となります。

新制度入会条件概要(2017年9月1日以降申込から適用)

現在、1名もしくは2名必要としておりました連帯保証人を原則代表者1名に変更させていただきます。
(個人事業主の場合は、代表者以外の者1名)
併せて、ご入会申込時の条件に基づき設定しておりました月額の発券限度額につきましても、
保証金の10倍に統一させていただきます。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
現行	開業から1年以上	5万円	20万円～200万円 (月額発券額に応じて設定)	100万円～ 2,000万円	1～2名要	券面金額の 0.4%



	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
変更後	開業から1年以上	5万円	20万円～300万円	保証金×10倍	原則代表者 1名	券面金額の 0.4%

- 加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査をさせていただきます。(約1ヶ月半程度)
- 連帯保証人なしの設定も可能です。その場合、銀行保証(保証金20万円)または保証金のみを預託していただき、月次発券限度額は、銀行保証取付額または預託する保証金の1/2相当額となり、発券保証料はいただきません。
- 入会から1年間は、保証金200万円/月次発券限度額2,000万円が上限となります。(準会員からの移行は除く)
- 月次発券限度額を超える発券はできませんのでご了承ください。
- 入会後に月次発券限度額上げをご希望の場合は、保証金の変更により月次発券限度額の上げが可能です。
- 準会員制度については、変更はございません。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
準会員	開業から1年未満可	5万円	不 要	100万円(固定)	原則代表者 1名	券面金額の 1.98%

全旅クーポン会にご入会いただきますと、
(株)日本旅行販売予約システム【aLINE】の商品が
全旅クーポンで精算可能です!!

保証金
不 要

精算
月1回
(後払い)

ノルマ
なし

クーポン会員様と(株)日本旅行様との提携契約を全旅が代理して締結致します。
(株)日本旅行様への保証金が不要、ノルマもありません。
(株)日本旅行様へのお支払は全旅クーポンで行いますので、精算は月1回です。(毎月20締め/翌月20日払い)

全旅クーポン会員特別料金でご利用可能

通常は、
初期導入費：1台につき5,000円(税別)
利用料：年間24,000円(税別)



現在キャンペーン中につき、新規で導入していただくと、
初期導入費(1台目)5,000円(税別)と
利用料6ヵ月分の12,000円(税別)が無料です。
(2017年10月31日申込受付分まで)

【お問い合わせ先】

株式会社 全旅 クーポン事業部

TEL 03-5250-2088 FAX 03-5250-2085
E-MAIL coupon@zenryo.co.jp

機内、車内ですぐに役立つ

ギブアウェイ

軽い!!

安い!!



★見本品請求歓迎!★



いつでも清潔【ビニール袋入り】



特殊スリッパ専門メーカー

スリッパを は く よ
スリッパを は く よ

TEL042-524-1227 FAX042-524-1622

購入申し込み
フリーダイヤル



0120-380-894

http://www.throne.co.jp

E-mail:tis@throne.co.jp

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

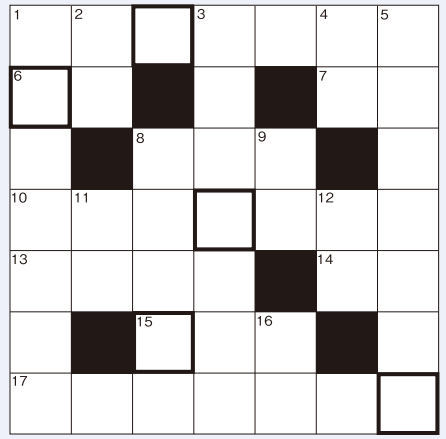
- タテのカギ
- ①小池一夫の劇画、われらは永遠に不滅の父と子なり。
 - ②果汁などをゼラチンで固めた菓子。
 - ③a fearless laugh.(あ、黄金バットだ!)
 - ④おやじ=パパ=○○ちゃん。
 - ⑤「MASTERキートン」「MONSTER」

- ヨコのカギ
- ⑥元禄○○(麻雀)、穴太○○(石垣)、小口○○(煉瓦)。
 - ⑦コインの○○が表かで決めよう。
 - ⑧「ムーン・ウォッチング」という英語はないそうです。
 - ⑨「小さな親切」の反対。
 - ⑩県庁所在地と県名が合う県は 茨城、神奈川、山梨、石川、兵庫…○○○○。
 - ⑪マラリアを治す○○の皮の粉。
 - ⑫サッカー日本代表チームのエンブレム — やたの○○○。
 - ⑬Trafficking Organizations.

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、10月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
【ヒント】別の呼び名は……



7・8月号のパズルの答え

ソウメン
シヨウヒシスウ
ヨウトジナレ
ウカヨウガシ
ヒブソウチタイ
リツジミヒ
ヨハタカメ
ウンエイボタイ



全旅協の動き

8月1日～9月30日

- () 内は開催地。無記載は全旅協本部事務局
- 8月4日(金) (株)全旅第2回取締役会(東京)
 - 8月10日(木) 新創監査法人 監査報告
 - 8月21日(月) 第1/四半期監事監査
 - 8月23日(水) 第36回総務財務委員会
 - 8月24日(木) 苦情対応勉強会(長野)
 - 8月24日(木) 第427回三役会
 - 8月30日(水) 「ツーリズムEXPOジャパン2017」第3回組織委員会(東京)
 - 8月31日(木) 第30回指導調査広報委員会
 - 8月31日(木) 苦情対応勉強会(神奈川)
 - 9月1日(金) 旅行業公正取引協議会第5回理事会(東京)
 - 9月3日(日) 平成29年度国内旅行業務取扱管理者試験(全国9試験地13会場)
 - 9月5日(火) 第13回国内観光活性化フォーラム本部+支部打合せ
 - 9月6日(水) 第49回苦情弁済委員会
 - 9月13日(水) (公社)日本観光振興協会第2回企画委員会(東京)
 - 9月14日(木) 苦情対応勉強会(北海道)
 - 9月19日(火) 第98回試験研修委員会
 - 9月21日(木) ツーリズムEXPO開会式(東京)
 - 9月21日(木) 苦情対応勉強会(埼玉)
 - 9月22日(金) ウズベキスタン国家観光開発委員会会長 表敬訪問
 - 9月22日(金) 第31回指導調査広報委員会(東京)
 - 9月26日(火) 第14回常任理事会(高知)
 - 9月27日(水) 第9回支部長連絡会(高知)

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL: 03-5501-8162(直通) TEL: 03-3580-3311(代表)(内線 2902・2903)
平日 9:00～12:30/13:30～17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I U 損 害 保 険 株 式 会 社



東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記
までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第五課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201